



三重県公報

令和5年3月30日 (木)

号外

目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
29	三重県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則	(みどり共生推進課)	2

規 則

三重県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和五年三月三十日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第二十九号

三重県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

三重県立自然公園条例施行規則（昭和三十二年三重県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 <u>公園計画及び公園事業</u> (第二条―第十六条の二)</p> <p>第三章 <u>保護及び利用</u> (第十七条―第三十三条の二)</p> <p>第四章 (略)</p> <p>第五章 <u>質の高い自然体験活動の促進のための措置</u> (第三十九条の二―第三十九条の八)</p> <p>第六章 <u>風景地保護協定及び公園管理団体</u> (第四十条―第四十二条の三)</p> <p>第七章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この規則は、<u>三重県立自然公園条例</u> (昭和三十二年三重県条例第二号。以下「条例」という。)の規定に基づき、<u>条例の施行</u>に関して必要な事項を規定することを目的とする。</p> <p>第二章 <u>公園計画及び公園事業</u> (公園事業となる施設の種類の)</p> <p>第二条 <u>条例第二条第三号に規定する規則で定める施設</u>は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一〜五 (略)</p> <p>六 他人の用に供する車庫、駐車場、給油施設<u>その他の自動車に燃料又は動力源としての電気を供給するための施設及び昇降機</u></p> <p>七〜十二 (略)</p> <p>(協議会による公園計画の変更の提案)</p> <p>第二条の二 <u>条例第八条の二第一項に規定する規則</u>で定める書類は、次の各号に掲げる事項を記載した書面とする。</p> <p>一 <u>条例第八条の二第一項の規定による提案</u> (以下この条において「提案」という。)を行う協議会を組織した市町</p> <p>二 <u>提案を行う協議会の名称及び構成員の氏名又は名称</u></p> <p>三 <u>提案の理由</u></p> <p>2) 知事は、前項各号に掲げるもののほか、提案を</p>	<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 <u>公園事業</u> (第二条―第十六条)</p> <p>第三章 <u>保護及び利用</u> (第十七条―第三十三条)</p> <p>第四章 (略)</p> <p>第五章 <u>風景地保護協定</u> (第四十条―第四十二条)</p> <p>第六章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この規則は、<u>三重県立自然公園条例</u> (昭和三十二年三重県条例第二号。以下「条例」という。)に基づき、<u>この施行</u>に関して必要な事項を規定することを目的とする。</p> <p>第二章 <u>公園事業</u> (公園事業となる施設の種類の)</p> <p>第二条 <u>条例第二条第三号に規定する施設</u>は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一〜五 (略)</p> <p>六 他人の用に供する車庫、駐車場、給油施設<u>及び昇降機</u></p> <p>七〜十二 (略)</p>

<p>踏まえた公園計画の変更又は公園計画の変更に係る申出に関し必要があると認めるときは、当該提案をした協議会に対し、当該提案に係る場所及びその周辺の風致若しくは景観の状況若しくは特質又は当該提案に係る県立公園の利用の状況を記載した書類その他の必要な書類の提出を求めることができる。</p> <p>(公園事業の決定等の提案に係る添付書類)</p>	
<p>第二条の三 条例第八条の四第一項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 次に掲げる事項を記載した書面</p> <p>イ 条例第八条の四第一項の規定による提案(以下この条において「提案」という。)を行う協議会を組織した市町</p> <p>ロ 提案を行う協議会の名称及び構成員の氏名又は名称</p> <p>ハ 提案の理由</p> <p>二 当該公園事業の概要を記載した書面</p>	
<p>2 知事は、前項各号に掲げるもののほか、提案を踏まえた公園事業の決定又は変更に関し必要があると認めるときは、当該提案をした協議会に対し、当該提案に係る場所及びその周辺の風致若しくは景観の状況若しくは特質又は当該提案に係る県立公園の利用の状況を記載した書類その他の必要な書類の提出を求めることができる。</p> <p>(公園事業の執行の協議又は認可の申請)</p>	<p>(公園事業の執行の協議又は認可の申請)</p>
<p>第四条 条例第九条第四項の協議又は認可の申請は、県立自然公園事業執行協議書(認可申請書)(様式第一)を知事に提出して行うものとする。</p>	<p>第四条 条例第九条第四項の協議書又は申請書の様式は、県立自然公園事業執行協議書(認可申請書)(様式第一)とする。</p>
<p>2 (略)</p> <p>3 条例第九条第五項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。ただし、運輸施設に関する公園事業にあつては、第七号、第八号及び第十一号に掲げる書類の、国及び県以外の地方公共団体が執行する公園施設に関する公園事業にあつては、第一号、第二号、第六号から第八号まで、第十一号及び第十二号に掲げる書類の添付を除くとともに、行為の規模が大きい場合、第三号から第五号まで及び第十号に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該施設の規模及び構造に応じて、適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができる。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 条例第九条第五項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。ただし、運輸施設に関する公園事業にあつては、第七号、第八号及び第十一号に掲げる書類の、国及び県以外の地方公共団体が執行する公園施設に関する公園事業にあつては、第一号、第二号、第六号から第八号まで及び第十二号に掲げる書類の添付を省略することができる。</p> <p>一・二 (略)</p>
<p>三 公園施設の位置を明らかにした縮尺二万五千分の一程度の地形図</p> <p>四 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一程度の概況図及び天然色写真</p> <p>五 公園施設の規模及び構造(運輸施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。)を明らかにした縮尺千分の</p>	<p>三 公園施設の位置を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図</p> <p>四 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真</p> <p>五 公園施設の規模及び構造(運輸施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。)を明らかにした縮尺千分の</p>

一 程度の各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図及び意匠配色図並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺千分の一程度の配置図

六 (略)

七 公園施設の管理又は経営に要する経費について収入及び支出の総額及び内訳を記載した書類その他公園施設を適切に管理又は経営することができることを証する書類

八 工事の施行を要する場合にあつては、事業資金を調達することができることを証する書類

九 (略)

十 工事の施行を要する場合にあつては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺千分の一程度の図面

十一～十三 (略)

4 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第九条第二項の協議又は同条第三項の認可に関し必要があると認めるときは、当該協議又は認可の申請をした者に対し、縮尺千分の一程度の構造図、給排水計画図その他の必要な書類の提出を求めることができる。
(変更の協議又は認可を要しない軽微な変更)

第五条 条例第九条第六項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。

一 条例第九条第四項第一号又は第五号に掲げる事項の変更(ただし、同号に掲げる事項の変更にあつては、第二条第三号に掲げる宿舍に関する公園事業であつて、特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けようとするものを除く。)

二 前条第二項各号に掲げる事項の変更(ただし、第一号に掲げる事項の変更にあつては公園施設の規模、色彩又は形態の変更を伴わないものに限る。)

(公園事業の内容の変更の協議又は認可の申請)

第六条 (略)

2 (略)

3 知事は、前項に定めるもののほか、条例第九条第六項の協議又は認可に関し必要があると認めるときは、当該協議又は認可の申請をした者に対し、縮尺千分の一程度の構造図、給排水計画図その他の必要な書類の提出を求めることができる。
(承継の協議又は承認の申請)

第八条 条例第九条の三第一項の規定による承認の申請は、県立自然公園事業譲渡承継承認申請書(様式第四)に次の各号に掲げる書類を添付し、これを知事に提出

一 以上の各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、構造図、意匠配色図及び給排水計画図並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺千分の一以上の配置図

六 (略)

七 公園施設の管理又は経営に要する経費について収入並びに支出の総額及びその内訳を記載した書類その他公園施設を適切に管理又は経営することができることを証する書類

八 事業資金を調達することができることを証する書類

九 (略)

十 工事の施行を要する場合にあつては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺千分の一以上の図面

十一～十三 (略)

(変更の協議又は認可を要しない軽微な変更)

第五条 条例第九条第六項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。

一 条例第九条第四項第一号に掲げる事項

二 公園施設の管理又は経営を委託する場合にあつては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

三 公園施設の供用期間が通年でない場合にあつては、その供用期間

四 公園施設の占用又は使用に対し料金を徴収する場合にあつては、その標準的な額

五 前条第二項第二号及び第三号に掲げる事項
(公園事業の内容の変更の協議又は認可の申請)

第六条 (略)

2 (略)

(承継の協議又は承認の申請)

第八条 条例第九条の三第一項の規定による承継の協議をしようとする者又は承認を受けようとする者は、法人の合併(分割)による県立自然公園事業の承継協議

<p>して行うものとする。</p> <p>一 譲受人が個人の場合にあつては、譲受人の住民票の写し</p> <p>二 譲受人が法人の場合にあつては、譲受人の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書</p> <p>三 第四条第三項第三号、第四号及び第十二号に掲げる書類</p> <p>四 譲受人が行う公園施設の管理又は経営に要する経費について収入及び支出の総額及び内訳を記載した書類その他譲受人が公園施設を適切に管理又は経営することができることを証する書類</p> <p>五 第二条第三号に掲げる宿舎に関する公園事業であつて、譲受人が譲り受けた後に特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるものにあつては、当該仕組み及び当該事業の執行による国立公園の保護又は利用の増進の内容を明らかにした書類</p> <p>六 譲渡及び譲受けに係る譲渡人及び譲受人の意思の決定を証する書類</p>	<p>書（承認申請書）（様式第四）を知事に提出するものとする。</p>
<p>2 条例第九条の三第二項の規定による承継の協議又は承認の申請は、法人の合併（分割）による県立自然公園事業の承継協議書（承認申請書）（様式第五）に次の各号に掲げる書類を添付し、これを知事に提出して行うものとする。</p> <p>一 合併法人等の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書</p> <p>二・三 （略）</p>	<p>2 前項の協議書又は申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>一 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業の全部を承継する法人の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書</p> <p>二・三 （略）</p>
<p>3 条例第九条の三第三項の規定による承認の申請は、相続による県立自然公園事業の承継申請書（様式第六）に次の各号に掲げる書類を添付し、これを知事に提出して行うものとする。</p> <p>一 第四条第三項第一号、第三号、第四号及び第十二号に掲げる書類</p> <p>二 被相続人との続柄を証する書類</p> <p>三 相続人が二人以上ある場合においては、その全員の同意により公園事業を承継すべき相続人として選定されたことを証する書類</p> <p>（公園事業の休廃止の届出）</p>	<p>3 条例第九条の三第二項の規定による承認の申請は、相続による県立自然公園事業の承継申請書（様式第五）を知事に提出して行うものとする。</p> <p>4 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>一 第四条第三項第一号、第三号、第四号及び第十二号に掲げる書類</p> <p>二 被相続人との続柄を証する書類</p> <p>三 相続人が二人以上ある場合においては、その全員の同意により公園事業を承継すべき相続人として選定されたことを証する書類</p> <p>（公園事業の休廃止の届出）</p>

第九條 条例第九條の四の規定による届出は、公園事業を休止又は廃止しようとする日の一月前までに、県立自然公園事業の休止（廃止）届（様式第七）に第四條第三項第三号及び第四号に掲げる書類を添付し、これを知事に提出して行うものとする。

（認可の失効の届出）

第十條 条例第九條の五第二項の規定による届出は、県立自然公園事業の執行認可失効届（様式第八）に次の各号に掲げる書類を添付し、これを知事に提出して行うものとする。

一 第四條第三項第三号及び第四号に掲げる書類

二 他法令の規定による行政庁の許可、認可その他の処分が取り消されたこと、その他その効力が失われたことを証する書類

（県立公園における協議会の公表）

第十一條 条例第九條の七第四項の規定による公表は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

一 協議会（条例第九條の七第一項に規定する協議会をいう。第十三條第二項第二号及び十六條第三号において同じ。）の名称及び構成員の氏名又は名称

二 協議の対象となる利用拠点区域

2 条例第九條の七第四項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（県立公園における利用拠点整備改善計画の認定の申請）

第十二條 条例第九條の八第一項の規定による認定の申請（以下この条において「認定の申請」という。）は、利用拠点整備改善計画に係る認定申請書（様式第九）に次の各号に掲げる書類を添付し、これを知事に提出して行うものとする。ただし、区域の規模が大きい場合、第一号及び第二号に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該区域の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができる。

一 計画区域の位置を明らかにした縮尺二万五千分の一程度の地形図

二 計画区域及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一程度の概況図及び天然色写真

第九條 条例第九條の四の規定による届出は、公園事業を休止又は廃止しようとする日の一月前までに、県立自然公園事業の休止（廃止）届（様式第六）を知事に提出して行うものとする。

2 前項の届出には、第四條第三項第三号及び第四号に掲げる書類を添付するものとする。

（認可の失効の届出）

第十條 条例第九條の五第二項の規定による届出は、県立自然公園事業の執行認可失効届（様式第七）を知事に提出して行うものとする。

2 前項の届出には、次の各号に掲げる書類を添付して行うものとする。

一 第四條第三項第三号及び第四号に掲げる書類

二 他法令の規定による行政庁の許可、認可その他の処分が取り消されたこと、その他その効力が失われたことを証する書類

第十一條から第十六條まで 削除

	<p>三 条例第九条第二項の協議又は同条第三項の認可を要する条例第九条の八第二項第四号に規定する利用拠点整備改善事業（以下この条及び次条において「利用拠点整備改善事業」という。）に関する次に掲げる書類（運輸施設に関する公園事業に係る利用拠点整備改善事業にあつてはイに掲げる書類、公共団体が執行する公園施設に関する公園事業に係る利用拠点整備改善事業にあつてはイに掲げる書類のうち第四条第三項第三号及び第四号に掲げる書類に限る。）</p> <p>イ 第四条第三項第一号から第四号まで、第六号、第十二号及び第十三号に掲げる書類</p> <p>ロ 公園施設を適切に管理又は経営することができることを証する書類</p> <p>四 条例第九条第六項の協議又は認可を要する利用拠点整備改善事業に関する第四条第三項第三号及び第四号に掲げる書類並びに公園事業の変更に係る前号イ及びロに掲げる書類（同項第三号及び第四号に掲げる書類を除く。）</p> <p>五 条例第十六条第四項の許可を要する利用拠点整備改善事業に関する第十八条第一項第一号及び第二号に掲げる図面</p> <p>六 条例第二十六条第一項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業に関する第十八条第一項第一号及び第二号に掲げる図面</p> <p>2 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第九条の八第四項の規定による認定に関し必要があると認めるときは、当該認定の申請をした者に対し、当該申請に係る利用拠点整備改善計画が同項各号に適合することを確認するために必要な書類の提出を求めることができる。</p> <p>（県立公園における利用拠点整備改善計画の記載事項）</p> <p>第十三条 利用拠点整備改善事業の実施主体の記載は、個人にあつては氏名及び住所を、法人にあつては名称、住所及び代表者の氏名を明示してするものとする。</p> <p>2 条例第九条の八第二項第八号に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 利用拠点整備改善計画の名称</p> <p>二 利用拠点整備改善計画を作成した協議会の名称及び構成員の氏名又は名称</p> <p>三 利用拠点整備改善計画に係る事務の実施体制</p> <p>四 条例第十六条第四項の許可を要する利用拠点整備改善事業にあつては、当該許可を要する行為に係る行為の種類、行為の場所及び行為の施工方法</p> <p>五 条例第二十六条第一項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業にあつては、当該届出を要する行為に係る行為の種類、場所及び施</p>
--	--

行方法
六 その他参考となるべき事項 (県立公園における認定を受けた利用拠点整備改善計画の公表)
第十四条 条例第九条の八第六項(条例第九条の九第三項において準用する場合を含む。)の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。 (認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更)
第十五条 条例第九条の九第一項の規定による変更の認定の申請は、利用拠点整備改善計画変更認定申請書(様式第九の二)を知事に提出して行うものとする。第十二条第一項及び第二項並びに前条の規定は、この場合について準用する。 (県立公園における利用拠点整備改善計画の軽微な変更)
第十六条 条例第九条の九第一項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。 一 利用拠点整備改善事業の実施主体の氏名若しくは名称、住所又は法人の代表者の氏名の変更 二 利用拠点整備改善事業の実施時期の変更 三 利用拠点整備改善計画を作成した協議会の構成員の変更又は当該協議会の構成員の氏名若しくは名称の変更 四 第五条各号に掲げる変更 五 計画期間の変更 六 前各号に掲げるもののほか、変更後の利用拠点整備改善計画が条例第九条の八第四項各号のいずれにも適合することが明らかであると認められる変更 (利用拠点整備改善計画の軽微な変更の届出)
第十六条の二 条例第九条の九第二項の規定による届出は、利用拠点整備改善計画の軽微な変更届出(様式第九の三)を知事に提出して行うものとする。 (特別地域内における行為の許可申請書)
第十八条 条例第十六条第四項の規定による許可を受けようとする者は、特別地域内における行為の許可申請書(様式第十から様式第十の十七まで)に次の各号に掲げる図面を添付し、これを知事に提出して行うものとする。ただし、行為の規模が大きい場合、次の各号に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該行為の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができる。 一 行為の場所を明らかにした縮尺二万五千分の一程度の地形図 二 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一程度の概況図及び天然色写真

(特別地域内における行為の許可申請書)

第十八条 条例第十六条第四項の規定による許可を受けようとする者は、特別地域内における行為の許可申請書(様式第八から様式第八の十八まで)正副二通を知事に提出しなければならない。

<p>三 行為の施行方法を明らかにした縮尺千分の一程度の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図</p> <p>四 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺千分の一程度の図面</p>	
<p>2 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第十条第四項の許可に関し必要があると認めるときは、当該許可の申請をした者に対し、縮尺千分の一程度の構造図その他の必要な書類の提出を求めることができる。</p>	<p>2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図面を添えなければならない。</p>
	<p>一 行為の場所を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図</p> <p>二 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真</p> <p>三 行為の施行方法を明らかにした縮尺千分の一以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図</p> <p>四 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺千分の一以上の図面</p>
<p>3 申請に係る行為（道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。）の場所の面積が一ヘクタール以上である場合又は申請に係る行為がその延長が二キロメートル以上若しくはその幅員が十メートル以上となる計画になつている道路の新築（条例の規定による許可を現に受け又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。）である場合にあつては、第一項の申請書には、同項各号に掲げる図面のほか、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。</p> <p>一～四 （略）</p>	<p>3 申請に係る行為（道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。）の場所の面積が一ヘクタール以上である場合又は申請に係る行為がその延長が二キロメートル以上若しくはその幅員が十メートル以上となる計画になつている道路の新築（条例の規定による許可を現に受け又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。）である場合にあつては、第一項の申請書には、前項各号に掲げる図面のほか、次に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。</p> <p>一～四 （略）</p>
<p>4 （略） （特別地域内の行為の許可基準）</p>	<p>4 （略） （特別地域内の行為の許可基準）</p>
<p>第十八条の二 （略）</p>	<p>第十八条の二 （略）</p>
<p>2・3 （略）</p>	<p>2・3 （略）</p>
<p>4 条例第十六条第四項第一号に掲げる行為（集合別荘（同一棟内に独立して別荘（分譲ホテルを含む。）の用に供せられる部分が五以上ある建築物をいう。以下同じ。）、集合住宅（同一棟内に独立して住宅の用に供せられる部分が五以上ある建築物をいう。以下同じ。）若しくは保養所の新築、改築若しくは増築、分譲することを目的とした一連の土地若しくは売却すること、貸付けをすること若しくは一時的に使用させることを目的とした建築物が二棟以上設けられる予定である一連の土地（以下「分譲地等」という。）内における建築物の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築（前三項又は次項の規定の適用を受けるものを除く。）に限る。）に係る許可基準は、第一項第二号から第五号までの規定の例によるほか、次のとおりとする。ただし、第二項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。</p>	<p>4 条例第十六条第四項第一号に掲げる行為（集合別荘（同一棟内に独立して別荘（分譲ホテルを含む。）の用に供せられる部分が五以上ある建築物をいう。以下同じ。）、集合住宅（同一棟内に独立して住宅の用に供せられる部分が五以上ある建築物をいう。以下同じ。）若しくは保養所の新築、改築若しくは増築、分譲することを目的とした一連の土地若しくは売却すること、貸付けをすること若しくは一時的に使用させることを目的とした建築物が二棟以上設けられる予定である一連の土地（以下「分譲地等」という。）内における建築物の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築（前三項又は次項の規定の適用を受けるものを除く。）に限る。）に係る許可基準は、第一項第二号から第五号までの規定の例によるほか、次のとおりとする。ただし、第二項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。</p>

一〇五 (略)

六 総建築面積 (同一敷地内にあるすべての建築物の建築面積 (建築物の地上部分の水平投影面積をいう。以下この項において同じ。) の和をいう。第六項において同じ。) の敷地面積に対する割合及び総延べ面積 (同一敷地内にあるすべての建築物の延べ面積 (建築基準法施行令 (昭和二十五年政令第三百二十八号) 第二条第一項第四号に掲げる延べ面積をいう。第三十二条第一号イにおいて同じ。) の和をいう。以下同じ。) の敷地面積に対する割合が、次の表の上欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。

第二種特別地域	二十パーセント以下	四十パーセント以下
第三種特別地域	二十パーセント以下	六十パーセント以下

七〇十一 (略)

5〇9 (略)

10 条例第十六条第四項第一号に掲げる行為 (屋外運動施設の新築、改築又は増築に限る。) に係る許可基準は、第一項第三号及び第四号並びに前項第一号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一 (略)

二 申請に係る場所が、条例第十六条第四項の許可を受けて木竹の伐採が行われた後、五年を経過していない場所でないこと。ただし、木竹の伐採が僅少である場合は、この限りでない。

三〇十一 (略)

11 条例第十六条第四項第一号に掲げる行為 (風力発電施設の新築、改築又は増築に限る。) に係る許可基準は、第一項第五号及び第六号並びに前項第二号、第八号及び第十号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一・二 (略)

12 条例第十六条第四項第一号に掲げる行為 (太陽光発電施設の新築、改築又は増築であつて、土地に定着させるものに限る。) に係る許可基準は、第一項第五号及び第六号、第十項第二号及び第八号並びに前項第二号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一 (略)

二 第四項第七号、第九号及び第十号並びに第十項第九号の規定の例によること。ただし、同一敷地内の太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が二千平方メートル以下であつて、次に掲げる基準のいずれかに適合する太陽光発電施設の新築、改築又は増築にあつては、この限りでない。

イ〇ハ (略)

三・四 (略)

13 条例第十六条第四項第一号に掲げる行為 (前各項の規定の適用を受ける工作物の新築、改築又は増築以外

一〇五 (略)

六 総建築面積 (同一敷地内にあるすべての建築物の建築面積 (建築物の地上部分の水平投影面積をいう。以下この項において同じ。) の和をいう。第六項において同じ。) の敷地面積に対する割合及び総延べ面積 (同一敷地内にあるすべての建築物の延べ面積 (建築基準法施行令 (昭和二十五年政令第三百二十八号) 第二条第一項第四号に掲げる延べ面積をいう。) の和をいう。以下同じ。) の敷地面積に対する割合が、次の表の上欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。

第二種特別地域	二十パーセント以下	四十パーセント以下
第三種特別地域	二十パーセント以下	六十パーセント以下

七〇十一 (略)

5〇9 (略)

10 条例第十六条第四項第一号に掲げる行為 (屋外運動施設の新築、改築又は増築に限る。) に係る許可基準は、第一項第三号及び第四号並びに前項第一号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一 (略)

二 申請に係る場所が、条例第十六条第四項の許可を受けて木竹の伐採が行われた後、五年を経過していない場所でないこと。ただし、木竹の伐採が僅少である場合は、この限りでない。

二〇十 (略)

11 条例第十六条第四項第一号に掲げる行為 (風力発電施設の新築、改築又は増築に限る。) に係る許可基準は、第一項第五号及び第六号並びに前項第七号及び第九号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一・二 (略)

12 条例第十六条第四項第一号に掲げる行為 (太陽光発電施設の新築、改築又は増築であつて、土地に定着させるものに限る。) に係る許可基準は、第一項第五号及び第六号、第十項第七号並びに前項第二号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一 (略)

二 第四項第七号、第九号及び第十号並びに第十項第九号の規定の例によること。ただし、同一敷地内の太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が二千平方メートル以下であつて、次に掲げる基準のいずれかに適合する太陽光発電施設の新築、改築又は増築にあつては、この限りでない。

イ〇ハ (略)

三・四 (略)

13 条例第十六条第四項第一号に掲げる行為 (前各項の規定の適用を受ける工作物の新築、改築又は増築以外

の仮設の工作物の新築、改築又は増築に限る。)に係る許可基準は、第一項第一号及び第六号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 照明装置を用いて特別地域内の森林又は河川その他の自然物について照明を行うものについては、次に掲げる基準に適合すること。ただし、学術研究その他公益上必要と認められるもの又は病虫害の防除のために行われるものは、この限りでない。

イ 色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。

ロ 期間及び時間が必要最小限であると認められるものであること。

ハ 当該照明を行う範囲が必要最小限と認められるものであること。

ニ 動光又は点滅を伴うものでないこと。

ホ 野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。

14 ～ 20 (略)

21 条例第十六条第四項第七号に掲げる行為に係る許可基準は、次のいずれかとする。

一 所在地、名称、商標、営業内容その他の事業のために必要である事項を明らかにするために行われるもの又は土地、立木等の権利関係を明らかにするために行われるものにあつては、当該広告物等(広告物その他これに類する物又は広告その他これに類する物をいう。以下同じ。)が次に掲げる基準に適合するものであること。

イ～ハ (略)

ニ 光源を用いる広告物等にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

(1) 照明の範囲が必要最小限であると認められるものであること。

(2) 期間及び時間が必要最小限であると認められるものであること。

(3) 動光又は点滅を伴うものでないこと。

ホ (略)

二 店舗、事務所、営業所、住宅、別荘、保養所その他の建築物又は事業を行つている場所へ誘導するために行われるものにあつては、前号二及びホの規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ～ホ (略)

三 指導標、案内板その他の当該地の地理若しくは自然を案内し若しくは解説するもの又は当該地と密接な関係を持つ歴史上の事件若しくは文学作品等

の仮設の工作物の新築、改築又は増築に限る。)に係る許可基準は、第一項第一号及び第六号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 照明装置を用いて特別地域内の森林又は河川その他の自然物について照明を行うものについては、次に掲げる基準に適合すること。ただし、学術研究その他公益上必要と認められるもの又は病虫害の防除のために行われるものは、この限りでない。

イ 色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。

ロ 期間及び時間が必要最小限であると認められるものであること。

ハ 当該照明を行う範囲が必要最小限と認められるものであること。

ニ 動光又は点滅を伴うものでないこと。

ホ 野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。

14 ～ 20 (略)

21 条例第十六条第四項第七号に掲げる行為に係る許可基準は、次のいずれかとする。

一 所在地、名称、商標、営業内容その他の事業のために必要である事項を明らかにするために行われるもの又は土地、立木等の権利関係を明らかにするために行われるものにあつては、当該広告物等(広告物その他これに類する物又は広告その他これに類する物をいう。以下同じ。)が次に掲げる基準に適合するものであること。

イ～ハ (略)

ニ 光源を用いる広告物等にあつては、光源(光源を内蔵するものにあつては表示面)が白色系のものであること。

ホ 動光又は光の点滅を伴うものでないこと。

イ (略)

二 店舗、事務所、営業所、住宅、別荘、保養所その他の建築物又は事業を行つている場所へ誘導するために行われるものにあつては、前号二からくまでの規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ～ホ (略)

三 指導標、案内板その他の当該地の地理若しくは自然を案内し若しくは解説するもの又は当該地と密接な関係を持つ歴史上の事件若しくは文学作品等

について当該地とのかかわりを紹介するために行われるものにあつては、第一号二及びホ並びに前号二の規定の例によるほか、広告物等が次の基準に適合するものであること。

イ〜ハ (略)

四 広告物等としての機能を有するベンチ、くず箱等の簡易な物を設置するものにあつては、第一号ホ及び前号ハの規定の例によるほか、広告物等が次の基準に適合するものであること。

イ〜ハ (略)

五 (略)

22〜29 (略)

30 第十九条の三に規定する行為に係る条例第十六
条第五項の規則で定める基準は、次のいずれかと
する。

一 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる行為であつて、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

イ 学術研究その他公益上必要と認められるものであること。

ロ 野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上支障を及ぼすおそれがないものであること。

二 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるものであること。

31・32 (略)

(特別地域内における知事が指定する区域等の指定)

第十九条 条例第十六条第四項第三号、第六号、第八号、第十一号から第十四号まで、第十六号及び第十七号並びに第十九条の三の規定による知事の指定は、三重県公報で告示する。

第十九条の二 (略)

(特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為)

第十九条の三 条例第十六条第四項第十八号の規則で定める行為は、知事が指定する道路(主として歩行者の通行の用に供するものであつて、舗装がされていないものに限る。)において車馬を使用することとする。

(既着手行為等の届出)

第十九条の四 条例第十六条第六項から第八項までの規定による届出は、特別地域内における行為の届出書(様式第十一から様式第十一の三まで)を知事に提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、第十八条第一項各号に掲げる図面を添付しなければならない。ただし、条例第十六条第七項の規定による届出にあつては、第十八条第一項第一号に掲げる図面を添付すれば足りる。

(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)

について当該地とのかかわりを紹介するために行われるものにあつては、第一号二からへまで及び前号二の規定の例によるほか、広告物等が次の基準に適合するものであること。

イ〜ハ (略)

四 広告物等としての機能を有するベンチ、くず箱等の簡易な物を設置するものにあつては、第一号へ及び前号ハの規定の例によるほか、広告物等が次の基準に適合するものであること。

イ〜ハ (略)

五 (略)

22〜29 (略)

30・31 (略)

(特別地域内における知事が指定する区域等の指定)

第十九条 条例第十六条第四項第三号、第六号、第八号、第十一号から第十四号まで、第十六号及び第十七号の規定による知事の指定は、三重県公報で告示する。

第十九条の二 (略)

(既着手行為等の届出)

第十九条の三 条例第十六条第六項から第八項までの規定による届出は、特別地域内における行為の届出書(様式第九から様式第九の三まで)を知事に提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、第十八条第二項各号に掲げる図面を添えなければならない。ただし、条例第十六条第七項の規定による届出にあつては、第十八条第二項第一号に掲げる図面を添えれば足りる。

(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)

第二十条 条例第十六条第九項第五号に規定する行為は、次の各号に掲げるものとする。

一〜三 (略)

四 道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から二十メートル以上の距離にあつて、かつ、その水平投影面積が千平方メートル以下である炭がま、炭焼小屋、伐木小屋、造林小屋、畜舎、納屋、肥料だめ等を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築にあつては、改築又は増築後において、その水平投影面積が千平方メートル以下であるものに限る。)

五〜十の二 (略)

十の三 野生鳥獣の保護増殖のための巣箱、給じ台、給水台等を設置すること。

十の四〜十の六 (略)

十の七 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第二条第四号に規定する無線設備を改築し、又は増築(新たに増築する無線設備の高さが、既存の無線設備の高さ又はそれが付帯する工作物の高さのうちいずれか高い方の位置を超えないものに限る、かつ、増築部分の最高部と最低部の高さの差が二メートル以下であるものに限る。)すること。

十の八 既存の電線、電話線又は通信ケーブル(以下「電線等」という。)を改築すること又は既存の電線等に沿つて電線等を新築若しくは増築すること(既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。)

十の九 既存の電線等に付帯する工作物を新築改築又は増築すること(既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。)

十の十 変圧器その他の電柱に付帯する設備を改築又は増築すること(当該電柱の高さを超えないものに限る。)

十の十一 支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込口に至る電線、電話線又は通信ケーブル並びに引込みに要する設備を設置すること。

十の十二 野生鳥獣による人、家畜、農作物、森林又は生態系に対する被害を防ぐためにカメラを設置し、又は柵、金網その他必要な施設(その高さが三メートルを超えない施設であつて、道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から二十メートル以上離れているものに限る。)を新築し、改築し、若しくは増築すること。

十の十三 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第七十八号)第二条第一項に規定する特定外来生物(以下この条において「特定外来生物」という。)の防除又は保安の目的で、カメラを設置すること。

第二十条 条例第十六条第九項第四号に規定する行為は、次の各号に掲げるものとする。

一〜三 (略)

四 道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から二十メートル以上の距離にある炭がま、炭焼小屋、伐木小屋、造林小屋、畜舎、納屋、肥料だめ等を新築し、改築し、又は増築すること。

五〜十の二 (略)

十の三 巣箱、給じ台、給水台等を設置すること。

十の四〜十の六 (略)

十の七 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第二条第四号に規定する無線設備を改築し、又は増築(新たに増築する無線設備の高さが、既存の無線設備の高さ又はそれが付帯する工作物の高さのうちいずれか高い方の位置を超えないものに限る。)すること。

十の八 既存の電線、電話線又は通信ケーブルを既存の規模を超えない範囲(径の変更を除く。)で張り替えること(色彩の変更を伴わないものに限る。)

十の九 電柱に付帯する変圧器を既存の規模を超えない範囲で交換すること。

十の十 支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込口に至る電線、電話線及び通信ケーブルを設置すること。

十の十一 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)第四十七条第一項に規定する認定保護増殖事業等(以下この条において「認定保護増殖事業等」という。)の実施のために必要な工作物を設置すること。

十の十二 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐためにカメラを設置し、又は柵、金網その他必要な施設(その高さが三メートルを超えない施設であつて、道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から二十メートル以上離れているものに限る。)を新築し、改築し、若しくは増築すること。

十の十三 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第七十八号)第二条第一項に規定する特定外来生物(以下この条において「特定外来生物」という。)の防除の目的で、カメラを設置すること。

十の十四 知事が指定する地域以外の地域において既存の建築物の屋根面に太陽光発電施設(当該施設の色及び形態が、県立公園の風致の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして、知事が指定する色及び形態であるものに限る。)を設置すること。

十の十五 県が、県立公園の保護又は適正な利用の推進のために人の立入りを防止するための柵又は当該公園の利用者数を計測するための機器その他の仮設の工作物(高さが三メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が三平方メートル以下であるものに限る。)を新築し、改築し、又は増築すること。

十一 (略)

十二 自家用のために木竹(条例第十六条第四項第十一号の知事が指定する植物(以下「採取等規制植物」という。)であるものを除く。)を採伐(塊状採伐を除く。)すること。

十二の一 生業の維持のため、必要な範囲内で竹(高さが五十センチメートル以内のものに限る。)を伐採すること。

十二の二 施設又は設備の維持管理を行うため必要な範囲内で竹(高さが三メートル以内のものに限る。)を伐採すること。

十三・十四 (略)

十五 森林の保育のために下刈りし、つる切りし、又は間伐すること。

十五の一 電線路の維持に必要な範囲内で木竹を伐採すること。

十五の二 道路(主として歩行者の通行の用に供するものを除く。)、鉄道又は軌道の交通の障害となる木竹を伐採すること。

十六 (略)

十六の一 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で竹又はかん木を伐採すること。

十七 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で竹又はかん木を伐採すること。

十七の一 (略)

十七の二 自家用のために木竹(採取等規制植物であるものを除く。次号において同じ。)を損傷すること。

十七の四〜十七の十一 (略)

十七の十二 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十七の十三 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十一 (略)

十二 自家用のために木竹を採伐(塊状採伐を除く。)すること。

十三・十四 (略)

十五 森林の保育又は電線路の維持のために下刈りし、つる切りし、又は間伐すること。

十六 (略)

十六の一 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を伐採すること。

十七 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。

十七の二 (略)

十七の三 自家用のために木竹を損傷すること。

十七の四〜十七の十一 (略)

十七の十二 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第十条第一項の規定による環境大臣の許可に係る木竹であつて、同法第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第五条第一項に規定する緊急指定種に係るもの(同法第五十四条第二項の規定による協議に係るものを含む。)を損傷すること。

十七の十三 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二

	<p>十八條第一項の規定に基づき環境大臣が指定する鳥獣保護区内において、同法第二十八條の二第一項の規定により国が行う保全事業又は同条第三項の規定により環境大臣に協議しその同意を得た、若しくは協議した保全事業として木竹を損傷すること。</p> <p>十七の十四 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八條第一項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区（以下「県指定鳥獣保護区」という。）内において、同法第二十八條の二第一項の規定により県が行う保全事業又は同条第四項の規定により知事に協議しその同意を得た、若しくは協議した保全事業として木竹を損傷すること。</p>
<p>十七の十四 (略)</p>	<p>十七の十五 (略)</p> <p>十七の十六 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を損傷すること。</p>
<p>十七の十五、十七の十七 (略)</p> <p>十八、二十五 (略)</p> <p>二十六 森林又は野生動植物の保護管理のための標識を掲出し、又は設置すること。</p>	<p>十七の十七、十七の十九 (略)</p> <p>十八、二十五 (略)</p> <p>二十六 森林の保護管理又は野生鳥獣の保護増殖のための標識を掲出し、又は設置すること。</p>
<p>二十六の二 (略)</p> <p>二十六の二の二 (略)</p> <p>二十六の三、二十六の十二 (略)</p>	<p>二十六の二 (略)</p> <p>二十六の二の二 認定保護増殖事業等の実施のために標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。</p> <p>二十六の二の三 (略)</p>
<p>二十七 宅地内において採取等規制植物を採取し、又は損傷すること。</p>	<p>二十六の三、二十六の十二 (略)</p> <p>二十七 宅地内にある植物で、条例第十六條第四項第十一号の規定により知事が指定するものを採取し、又は損傷すること。</p>
<p>二十七の二 農業を営むために必要な範囲内で採取等規制植物を損傷すること。</p>	<p>二十七の二 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第十条第一項の規定による環境大臣の許可に係る植物であつて、同法第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第五条第一項に規定する緊急指定種に係るもの（同法第五十四條第二項の規定による協議に係るものを含む。）を採取し、又は損傷すること。</p>
<p>二十七の二の二 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で採取等規制植物を損傷すること。</p>	<p>二十七の二の二 認定保護増殖事業等の実施のために条例第十六條第四項第十一号の規定により知事が指定する植物を採取し、又は損傷すること。</p>
<p>二十七の二の三 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で当該採取等規制植物を損傷すること。</p>	
<p>二十七の二の四 国、県若しくは市町又は特定外来生物の防除を目的とする権し（国、県又は市町が実施するものであつて、あらかじめ、その内容及び実施期間を記載した書面が、知事に提出されたものに限る。）に参加した者が、特定外来生物である植物（木竹を除く。）を採取し、又は損傷すること。</p>	
<p>二十七の三、二十七の八 (略)</p>	<p>二十七の三、二十七の八 (略)</p>
	<p>二十七の八の二 認定保護増殖事業等の実施のため</p>

<p>二十七の九 国、県若しくは市町又は特定外来生物の防除を目的とする催し（国、県又は市町が実施するものであつて、あらかじめ、その内容及び実施期間を記載した書面が、知事に提出されたものに限る。）に参加した者が、特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。</p>	<p>に動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。</p> <p>二十七の九 絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律第十条第一項の規定による環境大臣の許可に係る動物であつて、同法第四条第三項に規定する国内希少野生動物種又は同法第五条第一項に規定する緊急指定種に係るもの（同法第五十四条第二項の規定による協議に係るものを含む。）を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。</p>
<p>二十七の十</p>	<p>二十七の十 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第九条第一項の規定による環境大臣の許可に係る鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。</p>
<p>二十七の十一</p>	<p>二十七の十一 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第九条第一項の規定による知事の許可に係る鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。</p>
<p>二十七の十一の二</p>	<p>二十七の十一の二 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第十四条の二第一項の規定により県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第七項の規定により県から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。</p>
<p>二十七の十一の三</p>	<p>二十七の十一の三 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第十四条の二第五項の規定により国の機関が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第七項の規定により国の機関から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。</p>
<p>二十七の十二</p>	<p>二十七の十二 県指定鳥獣保護区域内において、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条の二第一項の規定により県が行う保全事業又は同条第四項の規定により知事に協議し、その同意を得た、若しくは協議した保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。</p>
<p>二十七の十二の二</p>	<p>二十七の十二の二 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。</p>
<p>二十七の十 (略)</p>	<p>二十七の十三 (略)</p>
<p>二十七の十一 (略)</p>	<p>二十七の十四 魚介類を捕獲し、又は殺傷すること。</p>
<p>二十七の十五 (略)</p>	<p>二十七の十五 (略)</p>
<p>二十七の十六</p>	<p>二十七の十五の二 認定保護増殖事業等の実施のために動物を放つこと。</p> <p>二十七の十六 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除</p>

<p>二十七の十二・二十七の十三 (略)</p> <p>二十八～二十九の十二 (略)</p> <p>二十九の十三 削除</p>	<p>に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。</p> <p>二十七の十七・二十七の十八 (略)</p> <p>二十八～二十九の十二 (略)</p>
<p>二十九の十四～二十九の三十 (略)</p>	<p>二十九の十三 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採するために立ち入ること。</p> <p>二十九の十四～二十九の三十 (略)</p>
<p>二十九の三十一 公園管理団体が行う条例第三十八条第一項各号及び第二項各号に掲げる業務のために必要な行為であつて、その行為の内容及び実施期間を記載した書面が十四日前までに知事に提出されたものを行うこと。</p>	
<p>二十九の三十二 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)第十条第一項の規定による知事の許可に係る行為として、条例第十六条第四項各号に掲げるものを行うこと。</p>	
<p>二十九の三十三 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第四十七条第一項に規定する認定保護増殖事業等(次条において「認定保護増殖事業等」という。)の実施のために必要な行為として、条例第十六条第四項各号に掲げるものを行うこと。</p>	
<p>二十九の三十四 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除の実施のために必要な行為として、条例第十六条第四項各号に掲げるものを行うこと。</p>	
<p>二十九の三十五 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条の二第一項から第五項までの規定による保全事業の実施のために必要な行為として、条例第十六条第四項各号に掲げるものを行うこと。</p>	
<p>二十九の三十六 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第九条第一項の規定により、知事の許可に係る行為として、条例第十六条第四項各号に掲げるものを行うこと。</p>	
<p>二十九の三十七 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第十四条の二第一項の規定による指定管理鳥獣捕獲等事業による指定管理鳥獣の捕獲に伴う行為として、条例第十六条第四項各号に掲げるものを行うこと。</p>	
<p>三十・三十一 (略)</p> <p>(利用調整地区における認定等を要しない行為)</p>	<p>三十・三十一 (略)</p> <p>(利用調整地区における認定等を要しない行為)</p>
<p>第二十二条 条例第十七条第三項第七号に規定する規則で定める行為は、県立公園の利用者以外の者が行うもので次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 特別地域内で行われる行為で次に掲げるもの</p>	<p>第二十二条 条例第十七条第三項第六号に規定する規則で定める行為は、県立公園の利用者以外の者が行うもので次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 特別地域内で行われる行為で次に掲げるもの</p>

イ 第二十条第六号、第六号の二、第七号（港湾施設及び航路標識その他船舶の交通の安全を確保するために必要な施設に係る部分に限る。）、第七号の二、第八号、第十号の二、第十号の四、第十号の十五、第十四号、第十五号、第十五号の二、第十七号の七、第十七号の十一、第二十四号、第二十六号、第二十六号の二、第二十七号の二の四、第二十七号の五、第二十七号の九、第二十九号の十九、第二十九号の二十八又は第二十九号の三十一から第二十九号の三十七までに掲げる行為

ロ (略)

二〇二十一 (略)

二十二 県の職員若しくは公園管理団体の職員又は県から委託を受けた者が利用調整地区の巡視又は調査を行うこと。

二十三 (略)

(立入りの認定の申請)

第二十三条 条例第十八条第二項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による認定の申請は、利用調整地区内への立入許可申請書（様式第十二）に申請者が前条第三号から第五号までの基準を遵守して立ち入ることを約する書面を添付し、これを知事に提出して行うものとする。

(立入認定証の様式)

第二十四条 条例第十八条第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）の立入認定証は、様式第十二の二による。

(立入認定証の再交付)

第二十五条 条例第十八条第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による立入認定証の再交付の申請は、利用調整地区内への立入認定証再交付申請書（様式第十二の三）を知事に提出して行うものとする。

(指定認定機関の指定の申請等)

第二十六条 条例第十九条第二項の規定による指定認定機関の指定の申請は、指定認定申請書（様式第十三）に次の各号に掲げる書類を添付し、これを知事に提出して行うものとする。

一 認定関係事務の実施の方法に関する計画を記載

イ 第二十条第六号、第六号の二、第七号（港湾施設及び航路標識その他船舶の交通の安全を確保するために必要な施設に係る部分に限る。）、第七号の二、第八号、第十号の二、第十号の四、第十四号、第十五号、第十七号、第十七号の七、第十七号の十一から第十七号の十四まで、第十七号の十六、第二十四号、第二十六号、第二十六号の二、第二十七号の二、第二十七号の五、第二十七号の九から第二十七号の十二まで、第二十九号の十三、第二十九号の十九又は第二十九号の二十八に掲げる行為

ロ (略)

二〇二十一 (略)

二十二 県の職員が利用調整地区の巡視を行うこと。

二十三 (略)

(立入りの認定の申請)

第二十三条 条例第十八条第二項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による認定を受けようとする者は、利用調整地区内への立入許可申請書（様式第十）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、申請者が前条第三号から第五号までの基準を遵守して立ち入ることを約する書面を添付しなければならない。

(立入認定証の様式)

第二十四条 条例第十八条第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）の立入認定証は、様式第十の二による。

(立入認定証の再交付)

第二十五条 条例第十八条第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による立入認定証の再交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所

二 再交付を必要とする枚数（条例第十八条第七項の認定に係る申請を行う場合に限る。）

三 認定を受けた利用調整地区の名称

四 立入認定証の番号及び交付年月日

五 立入認定証を亡失し、又は立入認定証が滅失した理由

(指定認定機関の指定の申請等)

第二十六条 条例第十九条第二項の規定による指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、そ

した書類	の代表者の氏名
二 申請の日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書	二 認定関係事務を行おうとする事務所の所在地
三 現に行っている業務の概要を記載した書類	三 認定関係事務を行おうとする利用調整地区の名称
四 申請者が条例第十九条第三項各号の規定に該当しないことを証する書類	四 認定関係事務を開始しようとする年月日
五 法人にあつては次に掲げる書類	
イ 定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの	
ロ 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録とする。	
ハ 指定の申請に関する意思決定を証する書類	
ニ 役員の名及び経歴を記載した書類	
六 前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類	
(認定関係事務の実施に関する規程の認可の申請等)	
第二十七条 条例第二十一条第一項前段の規定による認可の申請は、その旨を記載した申請書に認定関係事務の実施に関する規程を添付し、これを知事に提出して行うものとする。	2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えるものとする。
2 条例第二十一条第一項後段の規定による認可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した認定関係事務の実施に関する規程の変更認可申請書(様式第十四)に変更条文の新旧対照表を添付し、これを知事に提出して行うものとする。	一 認定関係事務の実施の方法に関する計画を記載した書類
一 三 (略)	二 申請の日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書
	三 現に行っている業務の概要を記載した書類
	四 申請者が条例第十九条第三項各号の規定に該当しないことを証する書類
	五 法人にあつては次に掲げる書類
	イ 定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
	ロ 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録とする。
	ハ 指定の申請に関する意思決定を証する書類
	ニ 役員の名及び経歴を記載した書類
	六 その他参考となる事項を記載した書類
	(認定関係事務の実施に関する規程の認可の申請等)
	第二十七条 指定認定機関は、条例第二十一条第一項前段の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に認定関係事務の実施に関する規程を添えて、これを知事に提出しなければならない。
	2 指定認定機関は、条例第二十一条第一項後段の認可を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
	一 三 (略)

した書類	の代表者の氏名
二 申請の日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書	二 認定関係事務を行おうとする事務所の所在地
三 現に行っている業務の概要を記載した書類	三 認定関係事務を行おうとする利用調整地区の名称
四 申請者が条例第十九条第三項各号の規定に該当しないことを証する書類	四 認定関係事務を開始しようとする年月日
五 法人にあつては次に掲げる書類	
イ 定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの	
ロ 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録とする。	
ハ 指定の申請に関する意思決定を証する書類	
ニ 役員の名及び経歴を記載した書類	
六 前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類	
(認定関係事務の実施に関する規程の認可の申請等)	
第二十七条 条例第二十一条第一項前段の規定による認可の申請は、その旨を記載した申請書に認定関係事務の実施に関する規程を添付し、これを知事に提出して行うものとする。	2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えるものとする。
2 条例第二十一条第一項後段の規定による認可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した認定関係事務の実施に関する規程の変更認可申請書(様式第十四)に変更条文の新旧対照表を添付し、これを知事に提出して行うものとする。	一 認定関係事務の実施の方法に関する計画を記載した書類
一 三 (略)	二 申請の日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書
	三 現に行っている業務の概要を記載した書類
	四 申請者が条例第十九条第三項各号の規定に該当しないことを証する書類
	五 法人にあつては次に掲げる書類
	イ 定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
	ロ 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録とする。
	ハ 指定の申請に関する意思決定を証する書類
	ニ 役員の名及び経歴を記載した書類
	六 その他参考となる事項を記載した書類
	(認定関係事務の実施に関する規程の認可の申請等)
	第二十七条 指定認定機関は、条例第二十一条第一項前段の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に認定関係事務の実施に関する規程を添えて、これを知事に提出しなければならない。
	2 指定認定機関は、条例第二十一条第一項後段の認可を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
	一 三 (略)

<p>(事業計画等の認可の申請等)</p> <p>第二十八条 条例第二十一条第二項前段の規定による認可の申請は、その旨を記載した申請書に事業計画書及び収支予算書を添付し、これを知事に提出して行うものとする。</p> <p>2 条例第二十一条第二項後段の規定による認可の申請は、事業計画及び収支予算書の変更認可申請書(様式第十五)に変更後の事業計画書及び収支予算書を添付し、これを知事に提出して行うものとする。</p>	<p>(事業計画等の認可の申請等)</p> <p>第二十八条 指定認定機関は、条例第二十一条第二項前段の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に事業計画書及び収支予算書を添えて、これを知事に提出しなければならない。</p> <p>2 指定認定機関は、条例第二十一条第二項後段の認可を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>一 変更しようとする事項</p> <p>二 変更しようとする年月日</p> <p>三 変更の理由</p>
<p>(認定関係事務の休廃止の許可の申請)</p> <p>第二十九条 条例第二十一条第四項の規定による許可の申請は、認定関係事務の休廃止の許可申請書(様式第十六)を知事に提出して行うものとする。</p>	<p>(認定関係事務の休廃止の許可の申請)</p> <p>第二十九条 指定認定機関は、条例第二十一条第四項の許可を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>一 休止し、又は廃止しようとする認定関係事務の範囲</p> <p>二 休止し、又は廃止しようとする年月日</p> <p>三 休止しようとする場合にあつては、その期間</p> <p>四 休止又は廃止の理由</p>
<p>(普通地域内における行為の届出)</p> <p>第三十一条 条例第二十六条第一項の規定による届出は、普通地域内における行為の届出書(様式第十七)に第十八条第一項各号に掲げる図面を添付し、これを知事に提出して行うものとする。</p> <p>2 条例第二十六条第一項の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 行為者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 行為の目的</p> <p>三 行為地及びその付近の状況</p> <p>四 行為の完了予定日</p>	<p>(普通地域内における行為の届出)</p> <p>第三十一条 (略)</p>
<p>第三十二条 (略)</p> <p>(普通地域内における届出を要しない行為)</p> <p>第三十三条 条例第二十六条第七項第五号に規定する規則で定める行為は、次の各号に掲げる行為に該当する</p>	<p>(普通地域内における行為の届出)</p> <p>第三十二条 条例第二十六条第一項の規定による届出は、普通地域内における行為の届出書(様式第十一)を知事に提出して行うものとする。</p> <p>2 前項の届出書には、第十八条第二項各号に掲げる図面を添えなければならない。</p> <p>3 条例第二十六条第一項の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 行為者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 行為の目的</p> <p>三 行為地及びその付近の状況</p> <p>四 行為の完了予定日</p> <p>(普通地域内における届出を要しない行為)</p> <p>第三十三条 条例第二十六条第七項第四号に規定する規則で定める行為は、次の各号に掲げる行為に該当する</p>

ものとする。

一 第二十条第一号から第十号の十五まで、第十九号から第二十二号まで、第二十三号から第二十六号の二の二まで、第二十八号又は第二十九号の三十一から第二十九号の三十七までに掲げる行為

二 (略)

三 地表から一メートル以下の高さで、広告物等(表示面の面積が一平方メートル以下であるものに限る。)を設置すること(同一敷地内又は同一場所内における広告物等の表示面の面積の合計が五平方メートル以下の場合に限る。)

四 十四 (略)

十五 十七 (略)

十八 前条第一号に規定する基準を超える工作物の新築、改築又は増築(改築又は増築後において同号に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)以外の工作物の新築、改築又は増築に付帯する行為
(野生動物の生態に影響を及ぼす行為)

第三十三条の二 条例第三十条第一項第三号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 野生動物(条例第三十条第一項第三号に規定する野生動物をいう。次号において同じ。)に餌を与えること。

二 野生動物に著しく接近し、又はつきまとうこと。

第四章 生態系維持回復事業
(生態系維持回復事業の確認)

第三十四条 国及び県以外の地方公共団体が条例第三十条の三第二項の確認を受ける場合は、次の各号に該当することについて、知事の確認を受けるものとする。

一 (略)

二 その行う生態系維持回復事業の内容が次のいずれかに該当すること。

イ ホ (略)

ハ イからホまでに掲げる事業に必要な調査等(生態系維持回復事業の確認又は認定の申請等)

第三十六条 条例第三十条の三第四項に規定する認定の申請は、生態系維持回復事業確認(認定)申請書(様式第十八)を知事に提出して行うものとする。

2 (略)

3 条例第三十条の三第五項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

ものとする。

一 第二十条第一号から第十号の十三まで、第十九号から第二十二号まで、第二十三号から第二十六号の二の三まで、第二十八号又は第二十九号に掲げる行為

二 (略)

三 十三 (略)

十四 第三十一条第一号に規定する基準を超える工作物の新築、改築又は増築(改築又は増築後において同号に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)以外の工作物の新築、改築又は増築を行うために、当該新築、改築又は増築を行う土地の区域内において土地の形状を変更すること。

十五 十七 (略)

第四章 生態系維持回復事業
(生態系維持回復事業の確認)

第三十四条 国及び県以外の地方公共団体が条例第三十条の三第二項の確認を受ける場合は、次の各号に該当することについて、知事の確認を受けるものとする。

一 (略)

二 その行う生態系維持回復事業の内容が次のいずれかに該当すること。

イ ホ (略)

ハ 前各号に掲げる事業に必要な調査等(生態系維持回復事業の確認又は認定の申請等)

第三十六条 条例第三十条の三第四項の申請書の様式は、生態系維持回復事業確認(認定)申請書(様式第十二)とする。

2 (略)

3 条例第三十条の三第五項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

二 生態系維持回復事業の実施方法等を記載した生態系維持回復事業実施計画書（様式第十九）

三 （略）

（生態系維持回復事業の内容の変更の確認又は認定の申請）

第三十八条 条例第三十条の三第七項に規定する変更の確認又は認定の申請は、生態系維持回復事業変更確認（認定）申請書（様式第二十）を知事に提出して行うものとする。

（変更の確認又は認定を要しない軽微な変更の届出）

第三十九条 条例第三十条の三第九項に規定する軽微な変更の届出は、生態系維持回復事業軽微変更届出書（様式第二十一）を知事に提出して行うものとする。

第五章 質の高い自然体験活動の促進のための措置

（県立公園における協議会の公表）

第三十九条の二 第十一条の規定は、条例第三十条の六第三項において準用する条例第九条の七第四項の規定による公表について準用する。この場合において、第十一条第一項第一号中「条例第九条の七第一項に規定する協議会をいう。第十三条第二項第二号及び第十六条第三号において同じ」とあるのは「条例第三十条の六第一項に規定する協議会をいう。第三十九条の四第二項第二号及び第三十九条の七第三号において同じ」と、第十一条第一項第二号中「利用拠点区域」とあるのは「県立公園の区域」と読み替えるものとする。

（自然体験活動促進計画の認定の申請）

第三十九条の三 条例第三十条の七第一項の規定による認定の申請（次項において「認定の申請」という。）は、自然体験活動促進計画の認定申請書（様式第二十二）に次の各号に掲げる書類を添付し、これを知事に提出して行うものとする。ただし、区域の規模が大きいため、第一号に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該区域の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができる。

一 計画区域の位置を明らかにした縮尺二万五千分の一程度の地形図

二 条例第十六条第四項の許可を要する自然体験活動促進事業に関する第十八条第一項第一号及び第二号に掲げる図面

三 条例第二十六条第一項の規定による届出を要する自然体験活動促進事業に関する第十八条第一項第一号及び第二号に掲げる図面

2 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第三十条の七第三項の規定による認定に関し必要があると

二 生態系維持回復事業の実施方法等を記載した生態系維持回復事業実施計画書（様式第十三）

三 （略）

（生態系維持回復事業の内容の変更の確認又は認定の申請）

第三十八条 条例第三十条の三第七項の規定による変更の確認又は認定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した様式第十四による申請書を知事に提出して行うものとする。

一 氏名又は名称並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 変更の内容

三 変更を必要とする理由

（変更の確認又は認定を要しない軽微な変更の届出）

第三十九条 条例第三十条の三第九項の規定による軽微な変更の届出は、生態系維持回復事業軽微変更届出書（様式第十五）を知事に提出して行うものとする。

認めるときは、当該認定の申請をした者に対し、当該申請に係る自然体験活動促進計画が同項各号に適合することを確認するために必要な書類の提出を求めることができる。

(自然体験活動促進計画の記載事項)

第三十九条の四 自然体験活動促進事業の実施主体の記載は、個人にあつては氏名及び住所を、法人にあつては名称、住所及び代表者の氏名を明示してするものとする。

2 条例第三十条の七第二項第六号に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 自然体験活動促進計画の名称
- 二 自然体験活動促進計画を作成した協議会の名称及び構成員の氏名又は名称
- 三 自然体験活動促進計画に係る事務の実施体制
- 四 条例第十六条第四項の許可を要する自然体験活動促進事業にあつては、当該許可を要する行為に係る行為の種類、行為の場所及び行為の施行方法
- 五 条例第三十二条第一項の規定による届出を要する自然体験活動促進事業にあつては、当該届出を要する行為に係る行為の種類、場所及び施行方法
- 六 計画区域における適正な利用に係る啓発に関する事項
- 七 その他参考となるべき事項

(認定を受けた自然体験活動促進計画の公表)

第三十九条の五 条例第三十条の七第五項(条例第三十条の八第三項において準用する場合を含む。)の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(認定を受けた自然体験活動促進計画の変更)

第三十九条の六 条例第三十条の八第一項の規定による変更の認定の申請は、自然体験活動促進計画変更認定申請書(様式第二十三)を知事に提出して行うものとする。第三十九条の三第一項及び第二項並びに前条の規定は、この場合について準用する。

(自然体験活動促進計画の軽微な変更)

第三十九条の七 条例第三十条の八第一項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 自然体験活動促進事業の実施主体の氏名若しくは名称、住所又は法人の代表者の氏名の変更
- 二 自然体験活動促進事業の実施時期の変更
- 三 自然体験活動促進計画を作成した協議会の構成員の変更又は当該協議会の構成員の氏名若しくは名称の変更
- 四 計画期間の変更

五 前各号に掲げるもののほか、変更後の自然体験活動促進計画が条例第三十条の七第三項各号のいずれにも適合することが明らかであると認められる変更

(自然体験活動促進計画の軽微な変更の届出)

第三十九条の八 条例第三十条の八第二項の規定による届出は、自然体験活動促進計画軽微変更届出書(様式第二十四)を知事に提出して行うものとする。

第六章 風景地保護協定及び公園管理団体

第四十二条 (略)

(公園管理団体となることができる法人)

第四十二条の二 条例第三十七条第一項に規定するその他知事が定める法人は、会社又は森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)に規定する森林組合とする。

(公園管理団体の指定基準)

第四十二条の三 条例第三十七条第一項の規定による公園管理団体の指定は、次の各号に掲げる基準に適合していると認められるものについて行うものとする。

一 自然の風景地の保護とその適正な利用の推進を目的とするものであること。

二 自然環境に関する科学的知見を有していることその他条例第三十八条第一項各号及び同条第二項各号に掲げる業務(同項各号に掲げる業務にあつては、当該公園管理団体の業務として行うものに限る。以下同じ。)を適正かつ確実に行うことができる技術的な基礎を有するものであること。

三 十分な活動実績を有していることその他条例第三十八条第一項各号及び同条第二項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる人員及び財政的基礎を有するものであること。

四 条例第三十八条第一項各号及び同条第二項各号に掲げる業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

五 会社又は森林組合にあつては、県立公園の植生の保全その他の自然の風景地の保護に資する活動又は主として歩行者の通行の用に供する道路その他の施設の補修その他の維持管理に係る実績を有していること。

第七章 (略)

(証明書の様式)

第四十五条 条例第九条の十二第三項及び第二十四条第二項、第二十八条第三項、第三十条第三項又は第四十二条第四項の規定により当該職員の携帯する証明書は、様式第二十五による。

第五章 風景地保護協定

第四十二条 (略)

第六章 (略)

(証明書の様式)

第四十五条 条例第九条の七第二項及び第二十四条第二項、第二十八条第三項、第三十条第三項又は第四十二条第四項の規定により当該職員の携帯する証明書は、様式第十六による。

様式第一から様式第八までを次のように改める。

様式第1（第4条関係）

県立自然公園事業執行協議書（認可申請書）

年 月 日

三重県知事 宛て

協議者（申請者）の住所及び氏名

法人にあつては、住所、名称及び代表者の氏名

_____県立自然公園内において_____事業を執行したいので、三重県立自然公園条例第9条第4項の規定に基づき、次のとおり協議（申請）します。

公園施設の種類			
公園施設の位置			
公園施設の規模及び構造			
公園施設の管理又は経営の方法	経営方法	直営 委託（受託者 _____）	
	料金徴収	有（標準的な額 _____） 無	
	供用期間	通年 季節（供用期間 _____）	
	種類 （分譲型ホテルのみ）	<input type="checkbox"/> コンドホテル <input type="checkbox"/> 会員制ホテル <input type="checkbox"/> 企業保養所	
公園施設の供用開始の予定年月日	_____年 月 日		
工事施行の予定期間	_____年 月 日 着手 _____年 月 日 完了		
備考			

備考

- 1 添付書類（ただし、運輸施設に関する公園事業にあつては、(7)、(8)、及び(10)を、協議にあつては(1)、(2)、(6)から(8)、(10)及び(11)を除く。）
 - (1) 個人にあつては、住民票の写し
 - (2) 法人にあつては、登記事項証明書
 - (3) 公園施設の位置を明らかにした縮尺 1:25,000 程度の地形図
 - (4) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 程度の概況図及び天然色写真（カラー写真）
 - (5) 公園施設の規模及び構造を明らかにした縮尺 1:1,000 程度の各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図及び意匠配色図並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺 1:1,000 程度の配置図（運輸施設に関する県立自然公園事業にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。）
 - (6) 法人にあつては、定款、寄附行為又は規約
 - (7) 公園施設の管理又は経営に要する経費について収入及び支出の総額及び内訳を記載した書類その他公園施設等を適切に管理又は経営することができることを証する書類
 - ア 法人にあつては、直前3年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる書類（設立後3年を経過していない法人にあつては、設立後の各事業年度に係るもの）
 - イ 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収入及び支出の総額及び内訳を明らかにした収支予算書
 - (8) 工事の施行を要する場合にあつては、事業資金を調達することができることを証する書類

- (9) 工事の施行を要する場合にあつては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺 1:1,000 程度の図面
- (10) 工事の執行を要する場合にあつては、積算の基礎を明らかにした工事費概算書
- (11) 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類
- (12) 公園事業の執行に関し土地収用法の規定により土地又は権利を収用し又は使用する必要がある場合にあつては、その収用又は使用を必要とする理由書
- (13) 分譲型ホテル等の場合にあつては、以下の書類（オ、カについてはそのいずれか）
 - ア 特定の者が優先的に宿泊する仕組みを明らかにした書類
 - イ 一般の利用者の宿泊の機会を確保する仕組みを明らかにした書類
 - ウ 年間延べ宿泊可能客室数のうち一般の利用者の宿泊の機会が確保される年間延べ宿泊可能客室数が占める割合を明らかにした書類
 - エ 分譲販売又は会員販売等の対象となる客室を明らかにした縮尺 1:1,000 程度の各階平面図等の書類
 - オ 公園施設が所在する地域の再活性化又は上質化に向けた取り組み内容を明らかにした書類
 - カ 改築、増築又は建替えを行う廃屋又は老朽化施設の敷地内の配置を明らかにした縮尺縮尺 1:1,000 程度の配置図、天然色写真（カラー写真）及び登記事項証明書
- (14) その他、協議又は認可に係る必要な書類（構造図、給排水計画図等）

2 注意

- (1) 申請文の「_____県立自然公園」の箇所には当該県立自然公園の名称を、「_____事業」の箇所には事業の種類を記入してください。なお、不要の文字は抹消してください。
- (2) 「公園施設の種類」欄には、〇〇線道路（車道）、〇〇宿舎等の公園事業の名称及び種類を記載してください。
- (3) 「公園施設の位置」欄には、市郡町、大字、小字、地番（地先）を記載してください。ただし、道路にあつては、起終点の位置を記載してください。
- (4) 「公園施設の規模及び構造」欄については、以下の事項に留意し、別に定める記載事項を参照の上記載してください。
 - ア 添付書類と照合できるよう詳細かつ明確に記載してください。
 - イ 公園施設が複数にわたる場合は、個々の施設ごとの規模を記載してください。
- (5) 「公園施設の管理又は経営方法」の各欄には、以下の事項を記載してください。
 - ア 直営又は委託の別。委託する場合にあつては受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
 - イ 料金徴収の有無。料金を徴収する場合にあつては標準的な額
 - ウ 通年供用又は季節供用の別。季節供用の場合にあつてはその供用期間
 - エ 種類については、該当欄に☑をしてください。
- (6) 「備考」欄には、以下の事項を記載してください。
 - ア 公園施設の敷地の所有関係及び使用の可否
 - イ 当該事業の執行（工事の施行を含む。）が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合には、関係法令名及び適用条項並びにその手続の状況
 - ウ 公園施設の通称がある、又は付す予定がある場合は通称
 - エ 公園事業の執行に係る関連行為の概要
 - オ 申請（協議）にかかる担当者の氏名、住所及び電話番号
 - カ 申請（協議）者以外に当該行為を行う者がいる場合は、その氏名、住所及び電話番号
- (7) 行為の規模が大きいため、添付書類(3)から(5)まで及び(9)に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該施設の規模及び構造に応じて、適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができます。
- (8) 添付書類のうち、建築物に関する各階平面図には、間取り及び各客室等の用途を記載してください。また、分譲型ホテル等にあつては、分譲販売又は会員販売等の対象となる客室を明らかにしてください。
- (9) 用紙の大きさは、日本産業規格（JIS）A4とします。

様式第2（第6条関係）

県立自然公園事業の内容の変更の協議書（認可申請書）

年 月 日

三重県知事 宛て

協議者（申請者）の住所及び氏名

〔 法人にあつては、住所、名称及び代表者の氏名 〕

_____ 県立自然公園 _____ 事業の執行の協議をした（認可を受けた）内容を変更したいので、三重県立自然公園条例第9条第7項の規定に基づき、次のとおり協議（申請）します。

執行の協議をした （認可を受けた） 年月日及び番号	年 月 日 第 号		
変 更 の 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後
	公園施設の 種 類		
	公園施設の 位 置		
	公園施設の 規 模 及 び 構 造		
	公園施設の 管 理 又 は 経 営 の 方 法	経 営 方 法	
料 金 徴 収			
供 用 期 間			
種 類 （分譲型ホ テルのみ）			
変 更 年 月 日	年 月 日		
変 更 を 必 要 と す る 理 由			
工 事 施 行 の 予 定 期 間	年 月 日 着工 年 月 日 完了		
備 考			

備考

1 添付書類

- (1) 公園施設の位置を明らかにした縮尺 1:25,000 程度の地形図
- (2) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 程度の概況図及び天然色写真（カラー写真）
- (3) 次に掲げる書類のうち、変更の内容に係る書類（ただし、運輸施設に関する公園事業にあつては、ウ、エ及びカを、協議にあつては、イからエ、カ及びキを除く。）
 - ア 公園施設の規模及び構造を明らかにした縮尺 1:1,000 程度の各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図及び意匠配色図並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺 1:1,000 程度の配置図（運輸施設に関する県立自然公園事業にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。）
 - イ 法人にあつては、定款、寄附行為又は規約
 - ウ 公園施設の管理又は経営に要する経費について収入及び支出の総額及び内訳を記載した書類その他公園施設等を適切に管理又は経営することができることを証する書類
 - (ア) 法人にあつては、直前3年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる書類（設立後3年を経過していない法人にあつては、設立後の核事業年度に係るもの）

- (イ) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収入及び支出の総額及び内訳を明らかにした収支予算書
- エ 工事の施行を要する場合にあつては、事業資金を調達することができることを証する書類
- オ 工事の施行を要する場合にあつては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺 1:1,000 程度の図面
- カ 工事の執行を要する場合にあつては、積算の基礎を明らかにした工事費概算書
- キ 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類
- ク 公園事業の執行に関し土地収用法の規定により土地又は権利を収用し又は使用する必要がある場合にあつては、その収用又は使用を必要とする理由書
- ケ 分譲型ホテル等の場合にあつては、以下の書類（(オ)、(カ)についてはそのいずれか）
- (ア) 特定の者が優先的に宿泊する仕組みを明らかにした書類
- (イ) 一般の利用者の宿泊の機会を確保する仕組みを明らかにした書類
- (ウ) 年間延べ宿泊可能客室数のうち一般の利用者の宿泊の機会が確保される年間延べ宿泊可能客室数が占める割合を明らかにした書類
- (エ) 分譲販売又は会員販売等の対象となる客室を明らかにした縮尺 1:1,000 程度の各階平面図等の書類
- (オ) 公園施設が所在する地域の再活性化又は上質化に向けた取り組み内容を明らかにした書類
- (カ) 改築、増築又は建替えを行う廃屋又は老朽化施設の敷地内の配置を明らかにした縮尺縮尺 1:1,000 程度の配置図、天然色写真（カラー写真）及び登記事項証明書
- コ その他、協議又は認可に係る必要な書類（構造図、給排水計画図等）
- 2 注意
- (1) 申請文の「_____県立自然公園」の箇所には当該県立自然公園の名称を、「_____事業」の箇所には事業の種類を記入してください。なお、不要の文字は抹消してください。
- (2) 「執行の協議をした（認可を受けた）年月日及び番号」欄には、当該事業の執行の協議回答書（認可指令書）（平成 12 年 3 月 31 日以前に執行の承認を受けた場合にあつては、承認指令書、認定を受けた利用拠点整備改善計画の利用拠点整備改善事業に係るものにあつては、みなし認可の同意書・認可書）記載のものを記入してください。
- (3) 「公園施設の種別」欄には、〇〇線道路（車道）、〇〇宿舍等の公園事業の名称及び種別を記載してください。
- (4) 「変更の内容」欄には、協議をした（認可を受けた）事項と今回変更する事項とを対比し、添付書類と照合できるように明確に記載してください。
- (5) 「公園施設の管理又は経営の方法」欄には、以下の事項を記載してください。
- ア 直営又は委託の別。委託する場合にあつては受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
- イ 料金徴収の有無。料金を徴収する場合にあつては標準的な額
- ウ 通年供用又は季節供用の別。季節供用の場合にあつてはその供用期間
- エ 種別（コンドホテル、会員制ホテル又は企業保養所の別）
- (6) 「備考」欄には、以下の事項を記載してください。
- ア 変更に係る公園施設の敷地の所有関係及び使用の可否
- イ 当該公園施設の変更等（変更に伴う工事の施行を含む。）が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合は、関係法令名及び適用条項並びにその手続の状況
- ウ 公園施設の通称がある、又は付す予定がある場合は通称
- エ 公園事業の執行に係る関連行為の概要
- オ 申請（協議）にかかる担当者の氏名、住所及び電話番号
- カ 申請者（協議）以外に当該行為を行う者がいる場合は、その氏名、住所及び電話番号
- (7) 行為の規模が大きいため、変更に係る様式第 1 の添付書類(3)から(5)まで及び(9)に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できない場合は、当該施設の規模及び構造に応じて、適切と認められる縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができます。
- (8) 添付書類のうち、建築物に関する各階平面図には、間取り及び各客室等の用途を記載してください。また、分譲型ホテル等にあつては、分譲販売又は会員販売等の対象となる客室を明らかにしてください。なお、申請内容において規模・構造に変更がない場合においても、分譲販売又は会員販売等の対象となる客室を明らかにした縮尺 1:1,000 程度の各階平面図等の書類を提出してください。
- (9) 用紙の大きさは、日本産業規格（JIS）A 4 とします

様式第3（第7条関係）

県立自然公園事業の内容の軽微な変更届

年 月 日

三重県知事 宛て

届出者の住所及び氏名
 [法人にあつては、住所、名称及び
 代表者の氏名]

_____県立自然公園_____事業の内容に関し、軽微な変更をしたので、三重県立自然公園条例第9条第9項の規定により、次のとおり届け出ます。

執行の協議をした (認可を受けた) 年月日及び番号		年 月 日 第 号		
公園施設の種類				
変更の 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後	
	氏名(名称、代表者の氏名)、住所			
	公園施設の構造			
	公園施設の 管理又は 経営の方法	経営方法		
		料金徴収		
		標準額		
		供用期間		
供用開始 予定年月日	年 月 日	年 月 日		
工事施行 予定年月日	年 月 日着工 年 月 日完了	年 月 日着工 年 月 日完了		
変更した年月日	年 月 日			
変更を必要とする理由				
備 考				

備考

- 1 申請文の「_____県立自然公園」の箇所には当該県立自然公園の名称を、「_____事業」の箇所には事業の種類を記入してください。なお、不要の文字は抹消してください。
- 2 「執行の協議をした（認可を受けた）年月日及び番号」欄には当該事業の執行の協議回答書（認可指令書）（平成12年3月31日以前に執行の承認を受けた場合にあつては、承認指令書、認定を受けた利用拠点整備改善計画の利用拠点整備改善事業に係るものにあつては、みなし認可の同意書・認可書）記載のものを記入してください。
- 3 「公園施設の種類」欄には、〇〇線道路（車道）、〇〇宿舍等の公園事業の名称及び種類を記載してください。
- 4 「公園施設の構造」欄には、「国定公園及び県立自然公園事業取扱要領」の別紙「施設の規模及び構造に係る記載事項」を参照のうえ、詳細かつ明確に記載してください。
- 5 「公園施設の管理又は経営方法」欄には、以下の事項を記載してください（ただし、運輸施設に関する公園事業にあつては、直営又は委託の別、料金徴収の有無、通年併用又は季節併用の別に係る変更のみ記載してください。）。
 - (1) 直営又は委託の別。委託する場合にあつては受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
 - (2) 料金徴収の有無。料金を徴収する場合にあつては標準的な額
 - (3) 通年併用又は季節併用の別。季節併用の場合にあつてはその供用期間
- 6 「備考」欄には、以下の事項を記載してください。
 - (1) 届出にかかる担当者の氏名、住所及び電話番号
 - (2) 届出者以外に当該行為を行う者がいる場合は、その氏名、住所及び電話番号
- 7 用紙の大きさは、日本産業規格（JIS）A4とします。

様式第4（第8条第1項関係）

県立自然公園事業の承継承認申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

譲渡人の住所及び氏名

法人にあつては、住所、名称及び
代表者の氏名

譲受人の住所及び氏名

法人にあつては、住所、名称及び
代表者の氏名

が執行する 県立自然公園事業を承継したいので、三重県立自然公園条例第9条の3第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

認可を受け た年月日及び 番号	年 月 日 第 号	
公園施設の 種類		
公園施設の 管理又は 経営の 方法	経営方法	直営 委託（受託者 ）
	料金徴収	有（標準的な額 ） 無
	使用期間	通年 季節（使用期間 ）
	種類 （分譲型ホテルの み）	<input type="checkbox"/> コンドホテル <input type="checkbox"/> 会員制ホテル <input type="checkbox"/> 企業保養所
事業を譲渡しようとする年月日	年 月 日	
事業を譲渡しようとする理由		
備考		

備考

- 1 添付書類（ただし、運輸施設に関する公園事業にあつては、(6) は事業に必要な行政庁の許認可書に替えることができる。）
 - (1) 譲受人が個人の場合にあつては、譲受人の住民票の写し
 - (2) 譲受人が法人の場合にあつては、譲受人の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書
 - (3) 公園施設の位置を明らかにした縮尺1：25,000程度の地形図
 - (4) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺1：5,000程度の概況図及び天然色写真（カラー写真）
 - (5) 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類
 - (6) 譲受人が行う公園施設の管理又は経営に要する経費について収入及び支出の総額及び内訳を記載した書類その他譲受人が公園施設を適切に管理又は経営することができることを証する書類
 - ア 法人にあつては、直前3年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書（設立後3年を経過していない法人にあつては、設立後の各事業年度に係るもの）
 - イ 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
 - (7) 分譲型ホテル等の場合にあつては、以下の書類（オ、カについてはそのいずれか）
 - ア 特定の者が優先的に宿泊する仕組みを明らかにした書類
 - イ 一般の利用者の宿泊の機会を確保する仕組みを明らかにした書類
 - ウ 年間延べ宿泊可能客室数のうち一般の利用者の宿泊の機会が確保される年間延べ宿泊可能客室数が占める割

合を明らかにした書類

エ 分譲販売又は会員販売等の対象となる客室を明らかにした縮尺 1:1,000 程度の各階平面図等の書類

オ 公園施設が所在する地域の再活性化又は上質化に向けた取り組み内容を明らかにした書類

カ 改築、増築又は建替えを行う廃屋又は老朽化施設の敷地内の配置を明らかにした縮尺縮尺 1:1,000 程度の配置図、天然色写真（カラー写真）及び登記事項証明書

(8) 譲渡及び譲受けに係る譲渡人及び譲受人の意思の決定を証する書類

2 注意

(1) 申請文の「_____が執行する」の箇所には執行者名を、「_____県立自然公園」の箇所には当該県立自然公園の名称を記入してください。なお、不要の文字は抹消してください。

(2) 「認可を受けた年月日及び番号」欄には当該事業の執行の認可指令書（認定を受けた利用拠点整備改善計画の利用拠点整備改善事業に係るものにあつては、みなし認可の同意書・認可書）記載のものを記入してください。

(3) 「公園施設の種類」欄には、〇〇線道路（車道）、〇〇宿舍等の公園事業の名称及び種類を記載してください。

(4) 「公園施設の管理又は経営方法」欄には、以下の事項を記載してください。

ア 直営又は委託の別。委託する場合にあつては受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名。

イ 料金徴収の有無。料金を徴収する場合にあつては標準的な額。

ウ 通年供用又は季節供用の別。季節供用の場合にあつてはその供用期間。

エ 種類については、該当欄にをしてください。

(5) 「備考」欄には、以下の事項を記載してください。

ア 公園施設の敷地の所有関係及び使用の可否

イ 他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものである場合は、関係法令名及び適用条項並びにその手続の状況

ウ 公園施設の通称がある、又は付す予定がある場合は通称

エ 公園事業の執行に係る関連行為の概要（引き継ぐ事項）

オ 申請にかかる担当者の氏名、住所及び電話番号

カ 申請者以外に当該行為を行う者がいる場合は、その氏名、住所及び電話番号

(6) 行為の規模が大きいため、添付書類(3)から(4)までに掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できない場合は、当該施設の規模及び構造に応じて、適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができます。

(7) 用紙の大きさは、日本産業規格（JIS）A 4 とします。

様式第5（第8条第2項関係）

法人の合併（分割）による県立自然公園事業の承継協議書（承認申請書）

年 月 日

三重県知事 宛て

協議者（申請者）の住所及び氏名

法人にあつては、住所、名称及び
代表者の氏名

_____が執行する_____県立自然公園事業を承継したいので、三重県立自然公園条例第9条の3第2項の規定に基づき、次のとおり協議（申請）します。

執行の協議をした （認可を受けた） 年月日及び番号	年 月 日 第 号
公園施設の種類	
合併（分割）法人の 名称、住所及び 代表者の氏名	
合併（分割） した年月日	年 月 日
合併（分割） した理由	
備 考	

備考

1 添付書類

- (1) 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業の全部を承継する法人の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書
- (2) 公園施設の位置を明らかにした縮尺 1:25,000 程度の地形図
- (3) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 程度の概況図及び天然色写真（カラー写真）
- (4) 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類
- (5) 合併契約書及び合併により消滅した公園事業者の登記事項証明書又は分割契約書

2 注意

- (1) 申請文の「_____が執行する」の箇所には執行者名を、「_____県立自然公園」の箇所には当該県立自然公園の名称を記入してください。なお、不要の文字は抹消してください。
- (2) 「執行の協議をした（認可を受けた）年月日及び番号」欄には当該事業の執行の協議回答書（認可指令書）（平成12年3月31日以前に執行の承認を受けた場合にあつては、承認指令書、認定を受けた利用拠点整備改善計画の利用拠点整備改善事業に係るものにあつては、みなし認可の同意書・認可書）記載のものを記入してください。
- (3) 「公園施設の種類」欄には、〇〇線道路（車道）、〇〇宿舍等の公園事業の名称及び種類を記載してください。
- (4) 「備考」欄には、以下の事項を記載してください。
 - ア 他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものである場合は、関係法令名及び適用条項並びにその手続の状況
 - イ 公園施設の通称がある、又は付す予定がある場合は通称
 - ウ 公園事業の執行に係る関連行為の概要（引き継ぐ事項）
 - エ 申請（協議）にかかる担当者の氏名、住所及び電話番号
 - オ 申請（協議）者以外に当該行為を行う者がいる場合は、その氏名、住所及び電話番号
- (5) 行為の規模が大きいため、添付書類(2)から(3)までに掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できない場合は、当該施設の規模及び構造に応じて、適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができます。
- (6) 用紙の大きさは、日本産業規格（JIS）A4とします。

様式第6（第8条第3項関係）

相続による県立自然公園事業の承継申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者の住所及び氏名

法人にあつては、住所、名称及び
代表者の氏名

_____が執行していた_____県立自然公園事業を承継したいので、三重県立自然公園条例第9条の3第3項の規定に基づき、次のとおり申請します。

執行の認可を受けた 年月日及び番号	年 月 日 第 号
公園施設の種類	
被相続人との続柄	
被相続人の 氏名及び住所	
被相続人が 死亡した年月日	年 月 日
備 考	

備考

1 添付書類

- (1) 相続人の住民票の写し
- (2) 公園施設の位置を明らかにした縮尺 1:25,000 程度の地形図
- (3) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 程度の概況図及び天然色写真（カラー写真）
- (4) 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用できることを証する書類
- (5) 被相続人との続柄を証する書類
- (6) 相続人が2人以上ある場合においては、その全員の同意により公園事業を承継すべき相続人として選定されたことを証する書類

2 注意

- (1) 申請文の「_____が執行していた」の箇所には執行者名を、「_____県立自然公園」の箇所には当該県立自然公園の名称を記入してください。なお、不要の文字は抹消してください。
- (2) 「執行の認可を受けた年月日及び番号」欄には当該事業の執行の認可指令書（認定を受けた利用拠点整備改善計画の利用拠点整備改善事業に係るものにあつては、みなし認可の認可書）記載のものを記入してください。
- (3) 「公園施設の種類」欄には、〇〇線道路（車道）、〇〇宿舍等の公園事業の名称及び種類を記載してください。
- (4) 「備考」欄には、以下の事項を記載してください。
 - ア 他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものである場合は、関係法令名及び適用条項並びにその手続の状況
 - イ 公園施設の通称がある、又は付す予定がある場合は通称
 - ウ 公園事業の執行に係る関連行為の概要（引き継ぐ事項）
 - エ 申請（協議）にかかる担当者の氏名、住所及び電話番号
 - オ 申請者（協議）以外に当該行為を行う者がいる場合は、その氏名、住所及び電話番号
- (5) 行為の規模が大きいため、添付書類(2)から(3)までに掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できない場合は、当該施設の規模及び構造に応じて、適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができます。
- (6) 用紙の大きさは、日本産業規格（JIS）A4とします。

様式第7（第9条関係）

県立自然公園事業の休止（廃止）届

年 月 日

三重県知事 宛て

届出者の住所及び氏名

法人にあつては、住所、名称及び
代表者の氏名

_____県立自然公園_____事業を休止（廃止）したいので、三重県立自然公園条例第9条の4に基づき、次のとおり届けます。

執行の協議をした （認可を受けた） 年月日及び番号	年 月 日 第 号
公園施設の種類	
休止しようとする 公園施設の範囲	
休止の予定期間 （廃止の予定年月日）	年 月 日から 年 月 日まで （ 年 月 日）
休止中（廃止後）の 公園施設の 管理方法（取扱）	
休止（廃止）を必要 とする理由	
備 考	

備考

1 添付書類

- (1) 公園施設の位置を明らかにした縮尺 1:25,000 程度の地形図
- (2) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 程度の概況図及び天然色写真（カラー写真）

2 注意

- (1) 申請文の「_____県立自然公園」の箇所には当該県立自然公園の名称を、「_____事業」の箇所には事業の種類を記入してください。なお、不要の文字は抹消してください。
- (2) 「執行の協議をした（認可を受けた）年月日及び番号」欄には当該事業の執行の協議回答書（認可指令書）（平成12年3月31日以前に執行の承認を受けた場合にあつては、承認指令書、認定を受けた利用拠点整備改善計画の利用拠点整備改善事業に係るものにあつては、みなし認可の同意書・認可書）記載のものを記入してください。
- (3) 「公園施設の種類」欄には、〇〇線道路（車道）、〇〇宿舍等の公園事業の名称及び種類を記載してください。廃止の場合は空欄としてください。
- (4) 「休止しようとする公園施設の範囲」欄には全部又は一部の別及び一部の範囲はその範囲を記載してください。廃止の場合は空欄としてください。
- (5) 「備考」欄には、以下の事項を記載してください。
 - ア 他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合には、関係法令名及び適用条項並びにその手続状況
 - イ 休止期間中の公園施設の管理又は廃止後の公園施設の取扱いに関する責任者の氏名及び連絡先
 - ウ 申請（協議）にかかる担当者の氏名、住所及び電話番号
- (6) 行為の規模が大きいため、添付書類(1)から(2)までに掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できない場合は、当該施設の規模及び構造に応じて、適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができます。
- (7) 用紙の大きさは、日本産業規格（JIS）A4とします。

様式第8（第10条関係）

県立自然公園事業の執行認可失効届

年 月 日

三重県知事 宛て

届出者の住所及び氏名

〔 法人にあつては、住所、名称及び
代表者の氏名 〕

_____県立自然公園_____事業執行の認可が失効したため、三重県立自然公園条例第9条の5第2項に基づき、次のとおり届け出ます。

執行の認可を受けた 年月日及び番号	年 月 日 第 号
公園施設の種類	
失効した年月日	年 月 日
失効した理由	
備考	

備考

1 添付書類

- (1) 公園施設の位置を明らかにした縮尺1:25,000程度の地形図
- (2) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺1:5,000程度の概況図及び天然色写真（カラー写真）
- (3) 他法令の規定による行政庁の許可、認可その他の処分が取り消され、その他その効力が失われたことを証する書類

2 注意

- (1) 申請文の「_____県立自然公園」の箇所には当該県立自然公園の名称を、「_____事業」の箇所には事業の種類を記入してください。なお、不要の文字は、抹消してください。
- (2) 「執行の認可を受けた年月日及び番号」欄には当該事業の執行の認可指令書（認定を受けた利用拠点整備改善計画の利用拠点整備改善事業に係るものにあつては、みなし認可の認可書）記載のものを記入してください。
- (3) 「公園施設の種類」欄には、〇〇線道路（車道）、〇〇宿舎等の公園事業の名称及び種類を記載してください。
- (4) 「備考」欄には、失効後の公園施設の取扱いに関する責任者の氏名及び連絡先を記載してください。
- (5) 行為の規模が大きいため、添付書類(1)から(2)までに掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できない場合は、当該施設の規模及び構造に応じて、適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができます。
- (6) 用紙の大きさは、日本産業規格（JIS）A4とします。

様式第八の二から様式第八の十八までを削り、様式第九から様式第十の二までを次のように改める。

第9号様式（第12条の1関係）

利用拠点整備改善計画に係る認定申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者 住所
氏名
(法人又は団体にあつては、所在地、名称及び代表者氏名)

三重県立自然公園条例第9条の8第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を申請します。

三 重 県 立 自 然 公 園 の 名 称	
--------------------------	--

備考

1 添付書類

- (1) 利用拠点整備改善計画書
- (2) 計画の区域を明らかにした縮尺 1:25,000 程度の地形図
- (3) 計画区域及びその付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 程度の概況図及び天然色写真
- (4) 公園事業の執行に係る協議又は認可を要する事業の場合（運輸施設に関する公園事業にあつては、チ、リに掲げる書類を、公共団体が執行する公園施設に関する公園事業にあつては、イ、ロ、ホ、へ、チ、リに掲げる書類を除く）、当該事業ごとに以下の書類を添付してください。
 - イ 個人にあつては、住民票の写し
 - ロ 法人にあつては、登記事項証明書
 - ハ 公園施設の位置を明らかにした縮尺 1 : 2 万 5000 程度の地形図
 - ニ 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺 1 : 5000 程度の概況図及び天然色写真
 - ホ 法人にあつては、定款、寄附行為又は規約
 - へ 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類
 - ト 公園事業の執行に関し土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）の規定により土地又は権利を収用し又は使用する必要がある場合にあつては、その収用又は使用を必要とする理由書
 - チ 法人にあつては、直前 3 年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書（設立後 3 年を経過していない法人にあつては、設立後の各事業年度に係るもの）
 - リ 個人にあつては、直前 3 年の各事業年度における確定申告書
 - ヌ その他、行為の施行方法の表示に必要な図面
- (5) 公園事業の内容の変更に係る協議又は認可を要する事業の場合、当該事業ごとに以下の書類を添付してください。（公共団体が執行する公園施設に関する公園事業にあつては、(4)のへ、チに掲げる書類を除く）
 - イ 公園施設の位置を明らかにした縮尺 1 : 2 万 5000 程度の地形図
 - ロ 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺 1 : 5000 程度の概況図及び天然色写真
 - ハ (4)のへからりまでに掲げる事項のうち、変更に係る事項
 - ニ その他、行為の施行方法の表示に必要な図面
- (6) 特別地域での行為許可又は普通地域での行為の届出を要する行為が含まれる事業の場合、当該事業ごとに以下の書類を添付してください。
 - イ 行為の場所を明らかにした縮尺 1 : 2 万 5000 程度の地形図
 - ロ 行為地及びその周辺の状況を明らかにした縮尺 1 : 5000 程度の概況図及び天然色写真
 - ハ その他、行為の施行方法の表示に必要な図面
- (7) その他参考となるべき書類、図面又は写真

2 注意

- (1) 申請者の欄には、利用拠点整備改善計画を作成した協議会の構成員である市町を代表として記載し、共同申請を行う当該計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者については、別紙に記載して添付してください。
- (2) 申請者が法人又は法人でない団体である場合にあつては、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載してください。
- (3) 用紙の大きさは、日本産業規格（JIS）A 4 としてください。

別紙 共同申請者の氏名及び住所

申請者の氏名又は法人の名称	法人の代表者の氏名	住所

第9号の2様式（第15条関係）

利用拠点整備改善計画変更認定申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者 住所
氏名
(法人又は団体にあつては、所在地、名称及び代表者氏名)

_____県立自然公園_____利用拠点整備改善計画の内容に関し、変更をしたいので、三重県立自然公園条例第9条の9第1項の規定に基づき、別紙の計画について変更認定を申請します。

当初認定を受けた年月日及び番 号	年 月 日 第 号		
変更を必要とする理由			
変更の内容	変 更 前	変 更 後	

(備考)

1 添付書類

- (1) 変更内容を反映した変更計画書の案
- (2) 計画区域の範囲を明らかにした縮尺1：2万5000程度の地形図
- (3) 計画区域及びその付近の状況を明らかにした縮尺1：5000程度の概況図及び天然色写真
- (4) 公園事業の執行に係る協議又は認可を要する事業の場合（運輸施設に関する公園事業にあつては、チ、リに掲げる書類を、公共団体が執行する公園施設に関する公園事業にあつては、イ、ロ、ホ、へ、チ、リに掲げる書類を除く）、当該事業ごとに以下の書類を添付してください。（ただし、変更の内容に係るものに限る。）
 - イ 個人にあつては、住民票の写し
 - ロ 法人にあつては、登記事項証明書
 - ハ 公園施設の位置を明らかにした縮尺1：2万5000程度の地形図
 - ニ 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺1：5000程度の概況図及び天然色写真
 - ホ 法人にあつては、定款、寄附行為又は規約
 - へ 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類
 - ト 公園事業の執行に関し土地収用法（昭和26年法律第219号）の規定により土地又は権利を収用し又は使用する必要がある場合にあつては、その収用又は使用を必要とする理由書
 - チ 法人にあつては、直前3年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書（設立後3年を経過していない法人にあつては、設立後の各事業年度に係るもの）
 - リ 個人にあつては、直前3年の各事業年度における確定申告書
 - ヌ その他、行為の施行方法の表示に必要な図面
- (5) 公園事業の内容の変更に係る協議又は認可を要する事業の場合、当該事業ごとに以下の書類を添付してください。（ただし、変更の内容に係るものに限る。）
 - イ 公園施設の位置を明らかにした縮尺1：2万5000程度の地形図
 - ロ 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺1：5000程度の概況図及び天然色写真
 - ハ (4)のへからりまでに掲げる事項のうち、変更に係る事項
 - ニ その他、行為の施行方法の表示に必要な図面
- (6) 特別地域での行為許可又は普通地域での行為の届出を要する行為が含まれる事業の場合、当該事業ごとに以下の書類を添付してください。（ただし、変更の内容に係るものに限る。）
 - イ 行為の場所を明らかにした縮尺1：2万5000程度の地形図
 - ロ 行為地及びその周辺の状況を明らかにした縮尺1：5000程度の概況図及び天然色写真

- ハ その他、行為の施行方法の表示に必要な図面
- (7) その他参考となるべき書類、図面又は写真

2 注 意

- (1) 「申請者」には、利用拠点整備改善計画を作成した協議会の構成員である市町村を代表として記載し、共同申請を行う当該計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者については別紙に記載してください。
- (2) 申請者が法人又は法人でない団体である場合にあつては、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載してください。
- (3) 用紙の大きさは、日本産業規格（JIS）A4としてください。

別紙 共同申請者の氏名及び住所

申請者の氏名又は法人の名称	法人の代表者の氏名	住所

第9号の3様式（第16条関係）

利用拠点整備改善計画の軽微な変更届

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者 住所
氏名
(法人又は団体にあつては、所在地、名称及び代表者氏名)

_____県立自然公園_____利用拠点整備改善計画の内容に関し、軽微な変更をしたいので、三重県立自然公園条例第9条の9第2項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

当初認定を受けた年月日及び番 号	年 月 日 第 号
変更を必要とする理由	
変更年月日	年 月 日

軽微な変更の内容

利用拠点整備改善計画を作成した協議会の名称の変更

変 更 前	変 更 後

計画期間の変更

変 更 前	変 更 後
年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで

利用拠点整備改善計画の現状と課題の変更

	変 更 前	変 更 後
5 - 1 . 現 状		
5 - 2 . 課 題		

利用拠点整備改善計画事業の軽微な変更

①特例措置を要しない事業

事業番号			
事業名	_____事業		
行為の種類			
内容の変更	事項	変 更 前	変 更 後
	事業実施主体の氏名(名称、代表者の氏名) 住所		
	着手及び完了の予定日	年 月 日着工 年 月 日完了	年 月 日着工 年 月 日完了

②公園事業の執行に係る協議又は認可を要する事業若しくは、公園事業の内容の変更に係る協議、認可又は届出を要する事業として認定を受けた事業の軽微な変更

事業番号			
事業名		_____事業	
公園施設の種類			
変更の内容	事項	変更前	変更後
	事業実施主体の氏名(名称、代表者の氏名)住所		
	公園施設の構造		
	公園施設の管理又は経営の方法		
	供用開始年月日	年 月 日	年 月 日
	工事施行の予定期間	年 月 日着工 年 月 日完了	年 月 日着工 年 月 日完了

③特別地域での行為許可又は普通地域での行為の届出を要する行為が含まれる事業として認定を受けた事業の軽微な変更

事業番号			
事業名		_____事業	
行為の種類			
内容の変更	事項	変更前	変更後
	事業実施主体の氏名(名称、代表者の氏名)住所		
	着手及び完了の予定日	年 月 日着工 年 月 日完了	年 月 日着工 年 月 日完了

□その他

変	更	前	変	更	後

(備考)

- 1 「届出者」は、当初認定時の代表申請者としてください。
- 2 「認定を受けた年月日及び番号」欄には、当該計画の認定書記載のものを記入してください。
- 3 軽微な変更該当する項目について、該当欄への記入をしてください。欄が足りない場合には追加をしてください。
- 4 不要な欄や文字は、抹消してください。
- 5 協議会構成員の変更(構成員の追加・削除、構成員の氏名又は名称の変更、構成員の役割の変更)については、変更後の一覧を添付してください。
- 6 注 意
 - (1) 変更内容を反映した変更計画書を添付してください。
 - (2) 用紙の大きさは、日本産業規格(JIS) A4としてください。

様式第10（第18条関係）

特別地域内工作物新築（改築、増築）許可申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者の住所及び氏名

〔 法人にあつては、住所、名称及び代表者の氏名 〕

三重県立自然公園条例第16条第4項の規定により_____県立自然公園の特別地域内における工作物の新築（改築、増築）の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目	的	
場	所	
行 為 地 及 び そ の 付 近 の 状 況		
工 作 物 の 種 類		
施 行 方 法	敷 地 面 積	
	規 模	
	構 造	
	主 要 材 料	
	外 部 の 仕 上 げ 及 び 色 彩	
	関 連 行 為 の 概 要	
施 行 後 の 周 辺 の 取 扱 い		
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備	考	

備考

1 添付図面

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺 1:25,000 程度の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 程度の概況図及び天然色写真（カラー写真）
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺 1:1,000 程度の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図（立面図に彩色したものでも可）
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺 1:1,000 程度の修景図
- (5) その他、行為の施行方法の表示に必要な図面（構造図等）

2 注意

- (1) 申請文の「_____県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入してください。なお、不要の文字は抹消してください。
- (2) 「目的」欄には、当該工作物を設ける目的及びその必要性を具体的に記入してください。
- (3) 「場所」欄には、都道府県、市郡、町、大字、小字、地番（地先）等を記入してください。
- (4) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入してください。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示してください。
- (5) 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採（樹種、本数、面積等）、支障となる動植物の除去、敷地造成（面積、切土盛土量等）、残土量とその処理方法、工事用仮工作物の設置等、申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入してください。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示してください。
- (6) 「施行後の周辺の取扱い」欄には、跡地の整理、修景のための植栽等風致景観の保護のために行う措置を記入してください。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示してください。
- (7) 「備考」欄には次の事項を記入してください。
 - ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
 - ウ 過去に三重県立自然公園条例の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
 - エ 申請にかかる担当者の氏名、住所及び電話番号
 - オ 申請者以外に当該行為を行う者がいる場合は、その氏名、住所及び電話番号
- (8) 行為の規模が大きいため、添付図面(1)から(4)までに掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できない場合は、当該施設の規模及び構造に応じて、適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができます。
- (9) 用紙の大きさは、日本産業規格（JIS）A 4 とします。

様式第 10 の 2 (第 18 条関係)

特別地域内木竹の伐採許可申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者の住所及び氏名

〔 法人にあつては、住所、名称及び
代表者の氏名 〕

三重県立自然公園条例第 16 条第 4 項の規定により _____ 県立自然公園の特別地域内における木竹の伐採の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目	的	
場	所	
林 況	林 種 及 び 樹 種	
	林 齢	
	森 林 面 積	
	総 蓄 積 (a)	
施 行 方 法	伐 採 種 別	
	伐 採 樹 種	
	伐 採 面 積	
	平 均 樹 齢	
	平 均 胸 高 直 径	
	伐 採 面 積 (b)	
	伐 採 材 積 歩 合 (b / a)	%
	関 連 行 為 の 概 要	
	伐 採 跡 地 の 取 扱 い	
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備	考	

備考

1 添付図面

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺 1:25,000 程度の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 程度の概況図及び天然色写真（カラー写真）
- (3) その他、行為の施行方法の表示に必要な図面

2 注意

- (1) 申請文の「_____県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入してください。なお、不要の文字は抹消してください。
- (2) 「場所」欄には、都道府県、市郡、町、大字、小字、地番（地先）等を記入してください。
- (3) 「林種及び樹種」欄には、針葉樹林、広葉樹林、混交林の別及び天然林、人工林の別並びに主な樹種を括弧書で記入してください。
- (4) 「伐採種別」欄には、皆伐、単木択伐、塊状択伐等の別を記入してください。
- (5) 「関連行為の概要」欄には、索道、林道、貯木場の設置（面積、切土盛土量等）、残土量とその処理方法等、申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入してください。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示してください。
- (6) 「伐採跡地の取扱い」欄には、伐採後の植栽計画（年次、樹種、施行方法等）等を記入してください。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示してください。
- (7) 「備考」欄には、次の事項を記入してください。
 - ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
 - ウ 過去に三重県立自然公園条例の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
 - エ 申請にかかる担当者の氏名、住所及び電話番号
 - オ 申請者以外に当該行為を行う者がいる場合は、その氏名、住所及び電話番号
- (8) 学術研究その他公益上必要なもの、地域住民の日常生活の維持のために必要なもの、病虫害の防除・防災・風致維持その他森林管理として行われるもの又は測量のために行われるもの、若しくは第3種特別地域において行われるものであって森林施業以外の目的で申請する場合には、「林況」の代わりに「行為地及びその付近の状況」を記載してください。

また、「施行方法」については「伐採樹種」「伐採面積」「関連行為の概要」「伐採跡地の取扱い」を記載することで足りるものとします。
- (9) 行為の規模が大きいため、添付図面(1)から(2)までに掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できない場合は、当該施設の規模及び構造に応じて、適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができます。
- (10) 用紙の大きさは、日本産業規格（JIS）A 4 とします。

様式第十の二の次に次の十五様式を加える。

様式第10の3（第18条関係）

特別地域内高山植物等（木竹、木竹以外の植物、
落葉又は落枝）の採取（損傷）許可申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者の住所及び氏名

〔 法人にあつては、住所、名称及び
代表者の氏名 〕

三重県立自然公園条例第16条第4項の規定により_____県立自然公園の特別地域内における高山植物等（木竹、木竹以外の植物、落葉又は落枝）の採取（損傷）の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目	的	
場	所	
行 為 地 及 び そ の 付 近 の 状 況		
採 取 （ 損 傷 ） 物 類 の 種		
施 行 方 法	採 取 （ 損 傷 ） 物 量 の 数	
	採 取 （ 損 傷 ） 法	
	自然環境保全上の配慮	
	関 連 行 為 の 概 要	
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備 考		

備考

1 添付図面

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺 1:25,000 程度の地形図
- (2) その他、行為の施行方法の表示に必要な図面

2 注意

- (1) 申請文の「_____県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入してください。なお、不要の文字は抹消してください。
- (2) 「場所」欄には、都道府県、市郡、町、大字、小字、地番（地先）等を記入してください。
- (3) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項、野生動植物及び特異な地形、地質又は自然現象を示すのに必要な事項を記入してください。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示してください。
- (4) 「採取（損傷）方法」欄には、使用器具の名称、採取（損傷）部分の別等を記入してください。
- (5) 「関連行為の概要」欄には、特別地域内で採取した木竹以外の植物を再度植栽・播種する予定となっている場合、時期、場所等の詳細を記入してください。
- (6) 「備考」欄には、次の事項を記入してください。
 - ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
 - ウ 過去に三重県立自然公園条例の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
 - エ 申請にかかる担当者の氏名、住所及び電話番号
 - オ 申請者以外に当該行為を行う者がいる場合は、その氏名、住所及び電話番号
- (7) 行為の規模が大きいため、添付図面(1)に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できない場合は、当該施設の規模及び構造に応じて、適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができます。
- (8) 用紙の大きさは、日本産業規格（JIS）A 4 とします。

様式第10の4（第18条関係）

特別地域内鉱物の掘採（土石の採取）許可申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者の住所及び氏名

法人にあつては、住所、名称及び
代表者の氏名

三重県立自然公園条例第16条第4項の規定により_____県立自然公園の特別地域内における鉱物の掘採（土石の採取）の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目	的	
場	所	
行 為 地 及 び そ の 付 近 の 状 況		
鉱 物 （ 土 石 ） の 種 類		
施 行 方 法	掘 採 （ 採 取 ） 方 法	
	掘 採 （ 採 取 ） 量	
	掘 採 （ 採 取 ） 設 備	
	土 地 の 形 状 を 積 変 更 す る 面	
	掘 採 （ 採 取 ） 後 の 土 地 の 形 状	
	関 連 行 為 の 概 要	
	掘 採 （ 採 取 ） 跡 地 の 取 扱 い	
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備	考	

備考

1 添付図面

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺 1:25,000 程度の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 程度の概況図及び天然色写真（カラー写真）
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺 1:1,000 程度の平面図、断面図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺 1:1,000 程度の修景図
- (5) その他、行為の施行方法の表示に必要な図面

2 注意

- (1) 申請文の「_____県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入してください。なお、不要の文字は抹消してください。
- (2) 「場所」欄には、都道府県、市郡、町、大字、小字、地番（地先）等を記入してください。
- (3) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等の状況を示す上で必要な事項を記入してください。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示してください。
- (4) 「掘採（採取）方法」欄には、露天掘、坑道掘（横坑、たて坑、斜坑）等の別を記入してください。
- (5) 「掘採（採取）量」欄には、容積（立方メートル）及び重量（トン、グラム）により掘採（採取）量を記入してください。
- (6) 「掘採（採取）後の土地の形状」欄には、切羽跡階段状等掘採（採取）後の土地の形状について、具体的に記入してください。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示してください。
- (7) 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採（樹種、本数、面積等）、支障となる動植物の除去、ブリ処理等、申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入してください。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示してください。
- (8) 「掘採（採取）跡地の取扱い」欄には、跡地の整理、緑化の方法等、風致景観の保護のために行う措置及び跡地の用途を記入してください。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示してください。
- (9) 「備考」欄には次の事項を記入してください。
 - ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - イ 当該行為が鉱業法第 63 条に規定する施業案を必要とするものであるときは、当該施業案の概要
 - ウ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
 - エ 過去に三重県立自然公園条例の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
 - オ 申請にかかる担当者の氏名、住所及び電話番号
 - カ 申請者以外に当該行為を行う者がいる場合は、その氏名、住所及び電話番号
- (10) 行為の規模が大きいため、添付図面(1)から(4)までに掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できない場合は、当該施設の規模及び構造に応じて、適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができます。
- (11) 用紙の大きさは、日本産業規格（JIS）A 4 とします。

様式第10の5（第18条関係）

特別地域内水位（水量）に増減を及ぼさせる行為許可申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者の住所及び氏名

（法人にあつては、住所、名称及び代表者の氏名）

三重県立自然公園条例第16条第4項の規定により_____県立自然公園の特別地域内における水位（水量）の増減を及ぼす行為の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目	的	
場	所	
行 為 地 及 び そ の 付 近 の 状 況		
施 行 方 法	水 位 （ 水 量 ） の 増 減 の 及 ぶ 範 囲	
	水 位 （ 水 量 ） の 増 減 の 原 因 と な る 行 為 ・ 設 備 等	
	水 位 （ 水 量 ） の 増 減 の 内 容	
	関 連 行 為 の 概 要	
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備	考	

備考

1 添付図面

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺 1:25,000 程度の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 程度の概況図及び天然色写真（カラー写真）
- (3) その他、行為の施行方法の表示に必要な図面

2 注意

- (1) 申請文の「_____県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入してください。なお、不要の文字は抹消してください。
- (2) 「場所」欄には、都道府県、市郡、町、大字、小字、地番（地先）等を記入してください。
- (3) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生、着生する動植物等周辺の状況を示す上で必要な事項及び現在の水位（水量）（一定の期間ごとに水位（水量）が異なる場合には、その期間別の水位（水量））及び地況、水の利用状況を記入してください。なお、水量の単位は立方メートル毎秒としてください。
また、必要に応じてその詳細を添付図面に表示してください。
- (4) 「水位（水量）の増減の内容」欄には、申請行為による水位（最高水位、最低水位等）又は水量（取水量、放流量等）の変化を記入してください。なお、一定の期間ごとに水位（水量）の増減の内容が変わる場合には、その期間別に記入してください。
また、必要に応じてその詳細を添付図面に表示してください。
- (5) 「関連行為の概要」欄には、工事用仮工作物の設置等、申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入してください。
なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示してください。
- (6) 「備考」欄には、次の事項を記入してください。
 - ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
 - ウ 過去に三重県立自然公園条例の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
 - エ 申請にかかる担当者の氏名、住所及び電話番号
 - オ 申請者以外に当該行為を行う者がいる場合は、その氏名、住所及び電話番号
- (7) 行為の規模が大きいため、添付図面(1)から(2)までに掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できない場合は、当該施設の規模及び構造に応じて、適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができます。
- (8) 用紙の大きさは、日本産業規格（JIS）A4とします。

様式第10の6（第18条関係）

特別地域内汚水等の排出許可申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者の住所及び氏名

〔 法人にあつては、住所、名称及び
代表者の氏名 〕

三重県立自然公園条例第16条第4項の規定により _____ 県立自然公園の特別地域内における汚水等の排出の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目	的	
場	所	(指定湖沼又は湿原名)
行 為 地 及 び そ の 付 近 の 状 況		
汚 水 等 の 種 類 及 び 原 因		
施 行 方 法	汚 水 等 の 処 理 施 設 の 種 類、 規 模 及 び 能 力	
	汚 水 等 の 水 質	
	排 出 の 時 期 及 び 量	
	指 定 水 域 等 へ の 排 出 方 法	
	関 連 行 為 の 概 要	
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備	考	

備考

1 添付図面

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺 1:25,000 程度の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 程度の概況図及び天然色写真（カラー写真）
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺 1:1,000 程度の排水設備の平面図、立面図、断面図及び構造図
- (4) その他、行為の施行方法の表示に必要な図面

2 注意

- (1) 申請文の「_____県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入してください。なお、不要の文字は抹消してください。
- (2) 「目的」欄には、当該排出行為の目的及びその必要性を具体的に記入してください。
- (3) 「場所」欄には、都道府県、市郡、町、大字、小字、地番（地先）等を記入してください。なお、特別地域においては指定湖沼又は湿原名もあわせて記入してください。
- (4) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入してください。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示してください。
- (5) 「汚水等の種類及び原因」欄には、厨房からの雑排水、〇〇製造による工場排水等、汚水等の排出の原因となる行為及び汚水等の種類を詳細に記入してください。
- (6) 「排出の時期及び量」欄には、1日当たりの排出量及びその年間における季節的变化を記入してください。
- (7) 「関連行為の概要」欄には、工所用仮工作物の設置等、申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入してください。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示してください。
- (8) 「備考」欄には、次の事項を記入してください。
 - ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
 - ウ 過去に三重県立自然公園条例の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
 - エ 申請にかかる担当者の氏名、住所及び電話番号
 - オ 申請者以外に当該行為を行う者がいる場合は、その氏名、住所及び電話番号
- (9) 行為の規模が大きいため、添付図面(1)から(3)までに掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できない場合は、当該施設の規模及び構造に応じて、適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができます。
- (10) 用紙の大きさは、日本産業規格（JIS）A4とします。

様式第10の7（第18条関係）

特別地域内広告物設置等許可申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者の住所及び氏名

〔 法人にあつては、住所、名称及び代表者の氏名 〕

三重県立自然公園条例第16条第4項の規定により _____ 県立自然公園の特別地域内における広告物等の掲出等の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目	的	
場	所	
行	為 地 及 び そ の 付 近 の 状 況	
施 行 方 法	独立して設置する 場合の敷地面積	
	広告物を掲出又は 表示する工作物の 種類及びその箇所	
	規模及び構造	
	主要材料	
	色 彩	
	表示の内容	
	関連行為の概要	
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備	考	

備考

1 添付図面

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺 1:25,000 程度の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 程度の概況図及び天然色写真（カラー写真）
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺 1:1,000 程度の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図（立面図に彩色したものでも可）
- (4) その他、行為の施行方法の表示に必要な図面

2 注意

- (1) 申請文の「_____県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入してください。なお、不要の文字は抹消してください。
- (2) 「場所」欄には、都道府県、市郡、町、大字、小字、地番（地先）等を記入してください。
- (3) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入してください。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示してください。
- (4) 「広告物を掲出又は表示する工作物の種類及びその箇所」欄には、店舗の屋根、倉庫の壁面等、当該広告物を掲出又は表示しようとする工作物の種類と、掲出又は表示しようとする箇所を記入してください。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示してください。
- (5) 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採（樹種、本数、面積等）、支障となる動植物の除去、敷地造成（面積、切土盛土工事等）、残土量とその処理方法、工所用仮工作物の設置等、申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入してください。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示してください。
- (6) 「備考」欄には、次の事項を記入してください。
 - ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
 - ウ 過去に三重県立自然公園条例の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
 - エ 申請にかかる担当者の氏名、住所及び電話番号
 - オ 申請者以外に当該行為を行う者がいる場合は、その氏名、住所及び電話番号
- (7) 行為の規模が大きいため、添付図面(1)から(3)までに掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できない場合は、当該施設の規模及び構造に応じて、適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができます。
- (8) 用紙の大きさは、日本産業規格（JIS）A4とします。

様式第10の8（第18条関係）

特別地域内物の集積（貯蔵）許可申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者の住所及び氏名

〔 法人にあつては、住所、名称及び
代表者の氏名 〕

三重県立自然公園条例第16条第4項の規定により _____ 県立自然公園の特別地域内における物の集積（貯蔵）の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目	的	
場	所	
行 為 地 及 び そ の 付 近 の 状 況		
集 積 （ 貯 蔵 ） 物 の 種 類		
施 行 方 法	集 積 （ 貯 蔵 ） 方 法	
	土 地 使 用 面 積 及 び 集 積 （ 貯 蔵 ） す る 高 さ	
	関 連 行 為 の 概 要	
	集 積 （ 貯 蔵 ） 設 備	
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備	考	

備考

1 添付図面

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺 1:25,000 程度の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 程度の概況図及び天然色写真（カラー写真）
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺 1:1,000 程度の平面図及び立面図
- (4) その他、行為の施行方法の表示に必要な図面

2 注意

- (1) 申請文の「_____県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入してください。なお、不要の文字は抹消してください。
- (2) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入してください。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示してください。
- (3) 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採、転石の除去等当該行為に伴う行為の内容を具体的に記入してください。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示してください。
- (4) 「備考」欄には、次の事項を記入してください。
 - ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
 - ウ 過去に三重県立自然公園条例の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
 - エ 申請にかかる担当者の氏名、住所及び電話番号
 - オ 申請者以外に当該行為を行う者がいる場合は、その氏名、住所及び電話番号
- (5) 行為の規模が大きいため、添付図面(1)から(3)までに掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できない場合は、当該施設の規模及び構造に応じて、適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができます。
- (6) 用紙の大きさは、日本産業規格（JIS）A4とします。

様式第 10 の 9 (第 18 条関係)

特別地域内水面の埋立（干拓）許可申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者の住所及び氏名

〔 法人にあつては、住所、名称及び
代表者の氏名 〕

三重県立自然公園条例第 16 条第 4 項の規定により _____ 県立自然公園の特別地域内における水面の埋立（干拓）の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目	的	
場	所	
行 為 地 及 び そ の 付 近 の 状 況		
施 行 方 法	埋 立 （ 干 拓 ） 面 積	
	工 事 の 方 法	
	関 連 行 為 の 概 要	
	埋 立 （ 干 拓 ） 後 の 取 扱 い	
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備	考	

備考

1 添付図面

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺 1:25,000 程度の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 程度の概況図及び天然色写真（カラー写真）
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺 1:1,000 程度の平面図及び断面図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺 1:1,000 程度の修景図
- (5) その他、行為の施行方法の表示に必要な図面

2 注意

- (1) 申請文の「_____県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入してください。なお、不要の文字は抹消してください。
- (2) 「場所」欄には、都道府県、市郡、町、大字、小字、地番（地先）等を記入してください。
- (3) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入してください。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示してください。
- (4) 「工事の方法」欄には、工事計画（時期、工種等）を記入してください。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示してください。
- (5) 「関連行為の概要」欄には、支障となる動植物の除去、工所用仮工作物の設置等、申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入してください。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示してください。
- (6) 「埋立（干拓）後の取扱い」欄には、埋立後の用途、風致景観の保護のために行う措置を記入してください。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示してください。
- (7) 「備考」欄には次の事項を記入してください。
 - ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
 - ウ 過去に三重県立自然公園条例の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
 - エ 申請にかかる担当者の氏名、住所及び電話番号
 - オ 申請者以外に当該行為を行う者がいる場合は、その氏名、住所及び電話番号
- (8) 行為の規模が大きいため、添付図面(1)から(4)までに掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できない場合は、当該施設の規模及び構造に応じて、適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができます。
- (9) 用紙の大きさは、日本産業規格（JIS）A 4 とします。

様式第10の10（第18条関係）

特別地域内土地の形状変更許可申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者の住所及び氏名

〔 法人にあつては、住所、名称及び
代表者の氏名 〕

三重県立自然公園条例第16条第4項の規定により _____ 県立自然公園の特別地域内における土地の形状変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目	的	
場	所	
行	為 地 及 び そ の 付 近 の 状 況	
施 行 方 法	土 地 の 形 状 を 変 更 す る 面 積	
	工 事 の 方 法	
	変 更 後 の 土 地 の 形 状	
	関 連 行 為 の 概 要	
	変 更 後 の 取 扱 い	
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備	考	

備考

1 添付図面

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺 1:25,000 程度の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 程度の概況図及び天然色写真（カラー写真）
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺 1:1,000 程度の平面図及び断面図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺 1:1,000 程度の修景図
- (5) その他、行為の施行方法の表示に必要な図面

2 注意

- (1) 申請文の「_____県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入してください。なお、不要の文字は抹消してください。
- (2) 「場所」欄には、都道府県、市郡、町、大字、小字、地番（地先）等を記入してください。
- (3) 「行為地及びその付近の状況」欄には、傾斜地（急緩の別）平坦地等の別、林地、伐採跡地、草生地等の別、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入してください。なお、必要に応じてその詳細を、添付図面に表示してください。
- (4) 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採、支障となる動植物の除去、工事用仮工作物の設置等、申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入してください。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示してください。
- (5) 「変更後の取扱い」欄には、土地の形状変更後の用途、風致景観の保護のために行う措置を記入してください。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示してください。
- (6) 「備考」欄には、次の事項を記入してください。
 - ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
 - ウ 過去に三重県立自然公園条例の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
 - エ 申請にかかる担当者の氏名、住所及び電話番号
 - オ 申請者以外に当該行為を行う者がいる場合は、その氏名、住所及び電話番号
- (7) 行為の規模が大きいため、添付図面(1)から(4)までに掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できない場合は、当該施設の規模及び構造に応じて、適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができます。
- (8) 用紙の大きさは、日本産業規格（JIS）A 4 とします。

様式第10の11（第18条関係）

特別地域内植物植栽（播種）許可申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者の住所及び氏名

〔 法人にあつては、住所、名称及び
代表者の氏名 〕

三重県立自然公園条例第16条第4項の規定により _____ 県立自然公園の特別地域内における植物植栽（播種）の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目	的	
場	所	
行	為 地 及 び そ の 付 近 の 状 況	
植 栽（播 種）す る 植 物 の 種 類		
施 行 方 法	植 栽（播 種）面 積	
	植 栽（播 種）数 量	
	植 栽（播 種）方 法	
	管 理 方 法	
	関 連 行 為 の 概 要	
	自 然 環 境 保 全 上 の 配 慮	
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備	考	

備考

1 添付図面

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺 1:25,000 程度の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 程度の概況図及び天然色写真（カラー写真）
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺 1:1,000 程度の平面図
- (4) その他、行為の施行方法の表示に必要な図面

2 注意

- (1) 申請文の「_____県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入してください。なお、不要の文字は抹消してください。
- (2) 「場所」欄には、都道府県、市郡、町、大字、小字、地番（地先）等を記入してください。
- (3) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入してください。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示してください。
- (4) 「植栽（播種）する植物の種類」欄には、植栽又は播種する植物の種類（変種である場合は、変種レベルまで）を記入してください。
- (5) 「管理方法」欄には、植栽又は播種する植物種が当該地周辺の景観の維持に支障を及ぼさないための措置等を記入してください。
- (6) 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採（樹種、本数、面積等）、支障となる動植物の除去等、申請行為に伴う行為の内容を具体的に記載するとともに、特別地域内で採取した木竹以外の植物を再度植栽・播種する場合、場所等の詳細を記入してください。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示してください。
- (7) 「備考」欄には、次の事項を記入してください。
 - ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
 - ウ 過去に三重県立自然公園条例の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
 - エ 申請にかかる担当者の氏名、住所及び電話番号
 - オ 申請者以外に当該行為を行う者がいる場合は、その氏名、住所及び電話番号
- (8) 行為の規模が大きいため、添付図面(1)から(3)までに掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できない場合は、当該施設の規模及び構造に応じて、適切と認められる縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができます。
- (9) 用紙の大きさは、日本産業規格（JIS）A 4 とします。

様式第10の12（第18条関係）

特別地域内動物の捕獲（殺傷）及び卵採取（損傷）許可申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者の住所及び氏名

〔 法人にあつては、住所、名称及び代表者の氏名 〕

三重県立自然公園条例第16条第4項の規定により_____県立自然公園の特別地域内における動物捕獲（殺傷）（卵採取（損傷））の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目	的	
場	所	
行 為 地 及 び そ の 付 近 の 状 況		
動 物 （ 卵 ） の 種 類		
施 行 方 法	捕 獲 （ 殺 傷 ） （ 採 取 （ 損 傷 ） ） 物 の 数 量	
	捕 獲 （ 殺 傷 ） （ 採 取 （ 損 傷 ） ） の 方 法	
	関 連 行 為 の 概 要	
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備 考		

備考

1 添付図面

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺 1:25,000 程度の地形図
- (2) その他、行為の施行方法の表示に必要な図面

2 注意

- (1) 申請文の「_____県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入してください。なお、不要の文字は抹消してください。
- (2) 「場所」欄には、都道府県、市郡、町、大字、小字、地番（地先）等を記入してください。
- (3) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入してください。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示してください。
- (4) 「捕獲（殺傷）（採取（損傷））の方法」欄には、捕獲（殺傷）（採取（損傷））の方法、使用器具の名称等を記入してください。
- (5) 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採（樹種、本数、面積等）、支障となる動植物の除去等、申請行為に伴う行為の内容を具体的に記載するとともに、特別地域内で捕獲した動物を再度放つ予定となっている場合、時期及び詳細を記入してください。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示してください。
- (6) 「備考」欄には、次の事項を記入してください。
 - ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
 - ウ 過去に三重県立自然公園条例の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
 - エ 申請にかかる担当者の氏名、住所及び電話番号
 - オ 申請者以外に当該行為を行う者がいる場合は、その氏名、住所及び電話番号
- (7) 行為の規模が大きいため、添付図面(1)に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できない場合は、当該施設の規模及び構造に応じて、適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができます。
- (8) 用紙の大きさは、日本産業規格(JIS) A 4 とします。

様式第10の13（第18条関係）

特別地域内動物の放出（家畜の放牧）許可申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者の住所及び氏名

〔 法人にあつては、住所、名称及び
代表者の氏名 〕

三重県立自然公園条例第16条第4項の規定により _____ 県立自然公園の特別地域内における動物の放出（家畜の放牧）の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目	的	
場	所	
行 為 地 及 び そ の 付 近 の 状 況		
動 物 （ 家 畜 ） の 種 類		
施 行 方 法	動 物 （ 家 畜 ） の 数 量 （ 頭 数 ）	
	管 理 方 法	
	自 然 環 境 保 全 上 の 配 慮	
	関 連 行 為 の 概 要	
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備 考		

備考

1 添付図面

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺 1:25,000 程度の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 程度の概況図及び天然色写真（カラー写真）
- (3) その他、行為の施行方法の表示に必要な図面

2 注意

- (1) 申請文の「_____県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入してください。なお、不要の文字は抹消してください。
- (2) 「場所」欄には、都道府県、市郡、町、大字、小字、地番（地先）等を記入してください。
- (3) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入してください。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示してください。
- (4) 「動物（家畜）の種類」欄には、放出する動物（家畜）の種類（亜種である場合は、亜種レベルまで）を記入してください。
- (5) 「管理方法」欄には、放出する動物（家畜）が当該地周辺の景観の維持に支障を及ぼさないための措置等を記入してください。なお、家畜にあつては、放牧面積、放牧施設及び放牧時期を記入してください。
- (6) 「備考」欄には、次の事項を記入してください。
 - ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
 - ウ 過去に三重県立自然公園条例の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
 - エ 申請にかかる担当者の氏名、住所及び電話番号
 - オ 申請者以外に当該行為を行う者がいる場合は、その氏名、住所及び電話番号
- (7) 行為の規模が大きいため、添付図面(1)から(2)までに掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できない場合は、当該施設の規模及び構造に応じて、適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができます。
- (8) 用紙の大きさは、日本産業規格（JIS）A4とします。

様式第 10 の 14 (第 18 条関係)

特別地域内工作物等の色彩変更許可申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者の住所及び氏名

〔 法人にあつては、住所、名称及び
代表者の氏名 〕

三重県立自然公園条例第 16 条第 4 項の規定により _____ 県立自然公園の特別地域内における _____ の色彩
変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目	的	
場	所	
行 為 地 及 び そ の 付 近 の 状 況		
施 行 方 法	色 彩 を 変 更 す る 工 作 物	
	色 彩 を 変 更 す る 箇 所	
	現 在 の 色 彩	
	変 更 後 の 色 彩	
	関 連 行 為 の 概 要	
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備	考	

備考

1 添付図面

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺 1:25,000 程度の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 程度の概況図及び天然色写真（カラー写真）
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺 1:1,000 程度の立面図及び変更後の意匠配色図（立面図に彩色したのもでも可）
- (4) その他、行為の施行方法の表示に必要な図面

2 注意

- (1) 申請文の「_____県立自然公園」の箇所には当該県立自然公園の名称を、「_____の色彩変更」の箇所には「屋根の色彩の変更」「壁面の色彩変更」等色彩を変更する工作物の箇所を記入してください。なお、不要の文字は抹消してください。
- (2) 「場所」欄には、都道府県、市郡、町、大字、小字、地番（地先）等を記入してください。
- (3) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入してください。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示してください。
- (4) 「関連行為の概要」欄には、工事用仮工作物の設置等、申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入してください。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示してください。
- (5) 「備考」欄には、次の事項を記入してください。
 - ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
 - ウ 過去に三重県立自然公園条例の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
 - エ 申請にかかる担当者の氏名、住所及び電話番号
 - オ 申請者以外に当該行為を行う者がいる場合は、その氏名、住所及び電話番号
- (6) 行為の規模が大きいため、添付図面(1)から(3)までに掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できない場合は、当該施設の規模及び構造に応じて、適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができます。
- (7) 用紙の大きさは、日本産業規格（JIS）A4とします。

様式第 10 の 15 (第 18 条関係)

特別地域の指定区域内への立入許可申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者の住所及び氏名

{ 法人にあつては、住所、名称及び
代表者の氏名 }

三重県立自然公園条例第 16 条第 4 項の規定により _____ 県立自然公園の特別地域内における知事が指定する区域内への立入りの許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目	的	
場	所	
行 為 地 及 び そ の 付 近 の 状 況		
立 ち 入 る 者 の 人 数 及 び 氏 名 並 び に 期 間		
立 ち 入 る 経 路 又 は 範 囲		
立 ち 入 る 方 法		
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備	考	

備考

1 添付図面

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺 1:25,000 程度の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 程度の概況図及び天然色写真（カラー写真）
- (3) その他、行為の施行方法の表示に必要な図面

2 注意

- (1) 申請文の「_____県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入してください。なお、不要の文字は抹消してください。
- (2) 「場所」欄には、都道府県、市郡、町、大字、小字、地番（地先）等を記入してください。
- (3) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入してください。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示してください。
- (4) 「立ち入る者の人数及び氏名並びに期間」欄には、申請者を含めた人数、全員の氏名及び立ち入り期間を記入してください。
- (5) 「立ち入る方法」欄には、1日2回通行する、特定の場所に留まって調査を行う等、行為地内での活動状況、頻度等を記入してください。
- (6) 「備考」欄には、次の事項を記入してください。
 - ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
 - ウ 過去に三重県立自然公園条例の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
 - エ 申請にかかる担当者の氏名、住所及び電話番号
 - オ 申請者以外に当該行為を行う者がいる場合は、その氏名、住所及び電話番号
- (7) 行為の規模が大きいため、添付図面(1)から(2)までに掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できない場合は、当該施設の規模及び構造に応じて、適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができます。
- (8) 用紙の大きさは、日本産業規格（JIS）A4とします。

様式第 10 の 16 (第 18 条関係)

特別地域内車馬（動力船、航空機）の使用（着陸）許可申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者の住所及び氏名（記名押印又は署名）

〔 法人にあつては、住所、名称及び
代表者の氏名 〕

三重県立自然公園条例第 16 条第 4 項の規定により _____ 県立自然公園の特別地域内における車馬（動力船、航空機）の使用（着陸）の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目	的	
場	所	
行 為 地 及 び そ の 付 近 の 状 況		
車 馬 （ 動 力 船 、 航 空 機 ） の 種 類 及 び 数		
使 用 （ 着 陸 ） 範 囲 及 び 面 積		
使 用 （ 着 陸 ） 方 法		
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備	考	

備考

1 添付図面

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺 1:25,000 程度の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 程度の概況図及び天然色写真（カラー写真）
- (3) その他、行為の施行方法の表示に必要な図面

2 注意

- (1) 申請文の「_____県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入してください。なお、不要の文字は抹消してください。
- (2) 「場所」欄には、都道府県、市郡、町、大字、小字、地番（地先）等を記入してください。
- (3) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入してください。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示してください。
- (4) 「使用（着陸）方法」欄には、自動車を時速 50 キロメートルで 1 日 2 回 1 周させる等、行為地内での活動状況、頻度等を記入してください。
- (5) 「備考」欄には、次の事項を記入してください。
 - ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
 - ウ 過去に三重県立自然公園条例の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
 - エ 申請にかかる担当者の氏名、住所及び電話番号
 - オ 申請者以外に当該行為を行う者がいる場合は、その氏名、住所及び電話番号
- (6) 行為の規模が大きいため、添付図面(1)から(2)までに掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できない場合は、当該施設の規模及び構造に応じて、適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができます。
- (7) 用紙の大きさは、日本産業規格（JIS）A 4 とします。

様式第10の17（第18条関係）

特別地域内における知事が定める行為許可申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者の住所及び氏名

〔 法人にあつては、住所、名称及び代表者の氏名 〕

三重県立自然公園条例第16条第4項の規定により _____ 県立自然公園の特別地域内における知事が定める行為の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

指	定	行	為	
目			的	
場			所	
行	為	地	及	び
そ	の	付	近	の
			状	況
行	為	に	係	る
使	用	範	囲	及
			び	面
			積	
行	為	の	方	法
予 定 日	着		手	年 月 日
	完		了	年 月 日
備			考	

備考

1 添付図面

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺 1:25,000 程度の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 程度の概況図及び天然色写真（カラー写真）
- (3) その他、行為の施行方法の表示に必要な図面

2 注意

- (1) 申請文の「_____県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入してください。なお、不要の文字は抹消してください。
- (2) 「場所」欄には、都道府県、市郡、町、大字、小字、地番（地先）等を記入してください。
- (3) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入してください。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示してください。
- (4) 「行為の方法」欄には、行為地内での活動状況、頻度等を記入すること。
- (5) 「備考」欄には、次の事項を記入してください。
 - ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
 - ウ 過去に三重県立自然公園条例の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
 - エ 申請にかかる担当者の氏名、住所及び電話番号
 - オ 申請者以外に当該行為を行う者がいる場合は、その氏名、住所及び電話番号
- (6) 行為の規模が大きいため、添付図面(1)から(2)までに掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できない場合は、当該施設の規模及び構造に応じて、適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができます。
- (7) 用紙の大きさは、日本産業規格（JIS）A4とします。

様式第十一を次のように改める。

様式第 11 (第 19 条の 4 関係)

特別地域内行為着手済届出書

年 月 日

三重県知事 宛て

届出者の住所及び氏名

〔 法人にあつては、住所、名称及び
代表者の氏名 〕

三重県立自然公園条例第 16 条第 6 項の規定により _____ 県立自然公園の特別地域が指定（拡張）された際、行為に着手していたので、次のとおり届け出ます。

備考

- 1 申請文の「 _____ 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入してください。なお、不要の文字は抹消してください。
- 2 記入事項及び添付図面についてはそれぞれの行為につき、様式第 10 から様式第 10 の 17 までに準じます。ただし、「行為地及びその付近の状況」及び「予定日」のうち「着手」欄は必要としません。

様式第十一の次に次の様式を加える。

様式第 11 の 2 (第 19 条の 4 関係)

特別地域内非常災害応急措置届出書

年 月 日

三重県知事 宛て

届出者の住所及び氏名

〔 法人にあつては、住所、名称及び
代表者の氏名 〕

三重県立自然公園条例第 16 条第 7 項の規定により _____ 県立自然公園の特別地域内において非常災害のために必要な応急措置をしたので、次のとおり届け出ます。

備考

- 1 申請文の「 _____ 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入してください。
- 2 記入事項及び添付図面についてはそれぞれの行為につき、様式第 10 から様式第 10 の 17 までに準じます。ただし、「行為地及びその付近の状況」及び「予定日」のうち「着手」欄は実際の着手日を記入してください。

様式第 11 の 3 (第 19 条の 4 関係)

特別地域内 _____ 行為届出書

年 月 日

三重県知事 宛て

届出者の住所及び氏名

〔 法人にあつては、住所、名称及び
代表者の氏名 〕

三重県立自然公園条例第 16 条第 8 項の規定により _____ 県立自然公園の特別地域内において _____ 行為を
いたしたく、次のとおり届け出ます。

備考

- 1 申請文の「 _____ 県立自然公園」の箇所には当該県立自然公園の名称を、「 _____ 行為」の箇所には、木
竹の植栽、家畜の放牧等行為の種類を記入してください。
- 2 記入事項及び添付図面についてはそれぞれの行為につき、様式第 10 から様式第 10 の 17 までに準じます。

様式第十一号を次のように改める。

様式第12（第23条関係）

利用調整地区内への立入許可申請書

年 月 日

三重県知事又は指定認定機関 宛て

申請者の住所及び氏名

〔 法人にあつては、住所、名称及び代表者の氏名 〕

三重県立自然公園条例第18条第2項の規定により_____県立自然公園の_____利用調整地区内への立入りの認定を受けたいので、次のとおり申請します。

目	的	
場	所	
行 為 地 及 び そ の 付 近 の 状 況		
立 ち 入 る 者 の 人 数 及 び 氏 名 並 び に 期 間		
立 ち 入 る 経 路 又 は 範 囲		
立 ち 入 る 方 法		
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備	考	

備考

1 添付図面

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺 1:25,000 程度の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 程度の概況図及び天然色写真（カラー写真）
- (3) その他、行為の施行方法の表示に必要な図面

2 注意

- (1) 申請文の「 県立自然公園」の箇所には当該県立自然公園の名称を、「 利用調整地区」の箇所には当該利用調整地区の名称を記入してください。なお、不要の文字は抹消してください。
- (2) 「場所」欄には、都道府県、市郡、町、大字、小字、地番（地先）等を記入してください。
- (3) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入してください。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示してください。
- (4) 「立ち入る者の人数及び氏名並びに期間」欄には、申請者を含めた人数、全員の氏名及び立ち入り期間を記入してください。
- (5) 「立ち入る方法」欄には、1日2回通行する、特定の場所に留まって調査を行う等、行為地内での活動状況、頻度等を記入してください。
- (6) 「備考」欄には、次の事項を記入してください。
 - ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
 - ウ 過去に自然公園法の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
 - エ 申請にかかる担当者の氏名、住所及び電話番号
 - オ 申請者以外に当該行為を行う者がいる場合は、その氏名、住所及び電話番号
- (7) 行為の規模が大きいため、添付図面(1)から(2)までに掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できない場合は、当該施設の規模及び構造に応じて、適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができます。
- (8) 用紙の大きさは、日本産業規格（JIS）A4とします。

様式第十一の次に次の様式を加える。

様式第12の2（第24条関係）

立 入 認 定 証	
利用調整地区名	
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで (時 分から 時 分まで)
第 号 年 月 日	
三重県知事又は指定認定機関 印	
氏 名	
住 所	
目 的	
そ の 他	
備考 利用調整地区に立ち入る際には、必ず携帯してください。	

(規格A6版)

備考

- 1 再交付する立入認定証については、その旨明記してください。
- 2 不要の文字は、抹消してください。

様式第 12 の 3 (第 25 条関係)

利用調整地区内への立入許可証再交付申請書

年 月 日

三重県知事又は指定認定機関 宛て

申請者の住所及び氏名

〔 法人にあつては、住所、名称及び
代表者の氏名 〕

三重県立自然公園条例第 18 条第 5 項の規定により _____ 県立自然公園の利用調整地区内への立入認定証の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。

認 定 を 受 け た 利 用 調 整 地 区 の 名 称	
立 入 認 定 証 の 番 号	
立 入 認 定 証 の 交 付 年 月 日	年 月 日
再 交 付 を 必 要 と す る 枚 数	枚
立 入 認 定 証 を 亡 失 し、 又 は 立 入 認 定 証 が 滅 失 し た 理 由	
備 考	

備考

1 注意

- (1) 申請文の「 県立自然公園」の箇所には当該県立自然公園の名称を記入してください。なお、不要の文字は抹消してください。
- (2) 「認定を受けた利用調整地区の名称」欄には当該利用調整地区の名称を記入してください。
- (3) 「立入認定証の番号」欄には、立入の認定を受けた認定証の番号を記入してください。
- (4) 「立入認定証の交付年月日」欄には、立入認定証の交付年月日を記入してください。
- (5) 「立入認定証を亡失し、又は立入認定証が滅失した理由」欄には、亡失又は滅失した理由を具体的に記入してください。
- (6) 「備考」欄には、申請にかかる担当者の氏名、住所及び電話番号を記入してください。
- (7) 用紙の大きさは、日本産業規格（JIS）A4とします。

様式第十三から様式第十六までを次のように改める。

様式第 13 (第 26 条関係)

指定認定機関の指定の申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者の住所及び氏名

〔 法人にあつては、住所、名称及び
代表者の氏名 〕

三重県立自然公園条例第 19 条第 2 項の規定により _____ 県立自然公園の利用調整地区の指定認定機関の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

認定関係事務を行おうとする 事務所の所在地	
認定関係事務を行おうとする 利用調整地区の名称	
認定関係事務を開始しようとする 年月日	年 月 日
備考	

備考

1 添付書類

- (1) 認定関係事務の実施の方法に関する計画を記載した書類
- (2) 申請の日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (3) 現に行っている業務の概要を記載した書類
- (4) 申請者が条例第 19 条第 3 項各号の規定に該当しないことを証する書類
- (5) 法人にあつては次に掲げる書類
 - ア 定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
 - イ 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）
 - ウ 指定の申請に関する意思決定を証する書類
 - エ 役員の氏名及び経歴を記載した書類
- (6) その他参考となる事項を記載した書類

2 注意

- (1) 申請文の「 _____ 県立自然公園」の箇所には当該県立自然公園の名称を記入してください。なお、不要の文字は抹消してください。
- (2) 「認定関係事務を行おうとする事務所の所在地」欄には、認定関係事務を行おうとする事務所の都道府県、市郡、町、大字、小字、地番（地先）等を記入してください。
- (3) 「認定関係事務を行おうとする利用調整地区の名称」欄には、地域指定を受け告示された名称を記入してください。
- (4) 「認定関係事務を開始しようとする年月日」欄には、認定関係事務の実施に関する規程の認可等に要する期間などを踏まえ適切な時期を記入してください。
- (5) 「備考」欄には、申請にかかる担当者の氏名、住所及び電話番号を記入してください。
- (7) 用紙の大きさは、日本産業規格（JIS）A 4 とします。

様式第 14 (第 27 条関係)

認定関係事務の実施に関する規程の変更の認可申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者の住所及び氏名

〔 法人にあつては、住所、名称及び
代表者の氏名 〕

三重県立自然公園条例第 21 条第 1 項後段の規定により _____ 県立自然公園の利用調整地区に係る認定関係事務の実施に関する規程の変更の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

変 更 事 項	
変 更 の 理 由	
変 更 予 定 日 年 月 日	年 月 日
備 考	

備考

1 添付書類

- (1) 変更条文の新旧対照表

2 注意

- (1) 申請文の「 _____ 県立自然公園」の箇所には当該県立自然公園の名称を記入してください。なお、不要の文字は抹消してください。
- (2) 「変更事項」欄には、認定関係事務の実施に関する規程の変更部分を具体的に記入してください。
- (3) 「変更の理由」欄には、設定関係事務の実施に関する規程を変更しなければならない具体的な理由を記入してください。
- (4) 「変更予定年月日」欄には、変更後の認定関係事務の実施に関する規程の適用年月日を記入してください。
- (5) 「備考」欄には、申請にかかる担当者の氏名、住所及び電話番号を記入してください。
- (6) 用紙の大きさは、日本産業規格 (JIS) A 4 とします。

様式第 15 (第 28 条関係)

事業計画及び収支予算書の変更認可申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者の住所及び氏名

〔 法人にあつては、住所、名称及び
代表者の氏名 〕

三重県立自然公園条例第 21 条第 2 項後段の規定により _____ 県立自然公園の利用調整地区に係る事業計画等の変更の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

変 更 事 項	
変 更 の 理 由	
変 更 予 定 日 年 月 日	年 月 日
備 考	

備考

1 注意

- (1) 申請文の「 _____ 県立自然公園」の箇所には当該県立自然公園の名称を記入してください。なお、不要の文字は抹消してください。
- (2) 「変更事項」欄には、事業計画等の変更部分を具体的に記入してください。
- (3) 「変更の理由」欄には、事業計画等を変更しなければならない具体的な理由を記入してください。
- (4) 「変更予定年月日」欄には、変更後の事業計画等の適用年月日を記入してください。
- (5) 「備考」欄には、申請にかかる担当者の氏名、住所及び電話番号を記入してください。
- (6) 用紙の大きさは、日本産業規格 (JIS) A 4 とします。

様式第 16（第 29 条関係）

認定関係事務の休止（廃止）の許可申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者の住所及び氏名

〔 法人にあつては、住所、名称及び
代表者の氏名 〕

三重県立自然公園条例第 21 条第 4 項の規定により_____県立自然公園の利用調整地区に係る認定関係事務の休止（廃止）の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

休 止（ 廃 止 ） し よ う と す る 認 定 関 係 事 務 の 範 囲	
休 止（ 廃 止 ） の 理 由	
休 止（ 廃 止 ） 予 定 年 月 日	年 月 日
休 止 期 間 ※	年 月 日から 年 月 日
備 考	

※休止の場合のみ記入

備考

1 注意

- (1) 申請文の「_____県立自然公園」の箇所には当該県立自然公園の名称を記入してください。なお、不要の文字は抹消してください。
- (2) 「休止（廃止）しようとする認定関係事務の範囲」欄には、認定関係事務の一部又は全部と具体的に記入してください。
- (3) 「休止（廃止）の理由」欄には、休止（廃止）しなければならない具体的な理由を記入してください。
- (4) 「休止（廃止）予定年月日」欄には、設定関係事務の休止（廃止）の適用年月日を記入してください。
- (5) 「休止期間」欄には、設定関係事務の休止を開始する日から終了する日までを記入してください。
- (6) 「備考」欄には、申請にかかる担当者の氏名、住所及び電話番号を記入してください。
- (7) 用紙の大きさは、日本産業規格（JIS）A 4 とします。

様式第十六様式の次に次の九様式を加える。

様式第 17 (第 31 条関係)

県立自然公園普通地域内_____行為届出書

年 月 日

三重県知事 宛て

届出者の住所及び氏名

〔 法人にあつては、住所、名称及び
代表者の氏名 〕

_____県立自然公園普通地域内において_____行為をしたいので、三重県立自然公園条例第 26 条第 1 項の規定により設計書（施行方法書）及び図面を添えて届け出ます。

備考

- 1 申請文の「_____県立自然公園」の箇所には当該県立自然公園の名称を、「_____行為」の箇所には木竹の植栽、工作物の新築、土石の採取等行為の種類を記入してください。なお、不要の文字は抹消してください。
- 2 記入事項及び添付図面についてはそれぞれの行為につき、様式第 10 から様式第 10 の 17 までに準じます。

様式第 18 (第 36 条関係)

生態系維持回復事業確認 (認定) 申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者 住所
氏名

(法人にあつては、所在地、名称及び代表者氏名)

_____県立自然公園における_____生態系維持回復事業の実施に係る確認 (認定) を受けたいため、三重県立自然公園条例第 30 条の 3 第 4 項の規定により、次のとおり申請します。

生態系維持回復事業 を 行 う 期 間	
生態系維持回復事業 を 行 う 区 域	
生態系維持回復事業 の 内 容	
備 考	

備考 1 申請文の「_____県立自然公園」の箇所には当該三重県立自然公園の名称を、「_____生態系維持回復事業」の箇所には生態系維持回復事業計画の名称を記入してください。

- 2 「生態系維持回復事業を行う期間」欄には、当該生態系維持回復事業を行う期間を記入してください。なお、生態系維持回復事業の内容が複数となる場合であつて、それぞれの事業内容によって生態系維持回復事業を行う期間が異なる場合には、生態系維持回復事業の内容ごとに記入してください。
- 3 「生態系維持回復事業を行う区域」欄には、生態系維持回復事業を行う区域を具体的に記載してください。また、当該区域を明らかにした縮尺 1:25,000 程度の区域図を添付してください。
- 4 「生態系維持回復事業の内容」欄には、生態系維持回復事業の内容、方法、使用又は設置する機材等について概要を記載してください。また、生態系維持回復事業の内容が複数となる場合は、それぞれの概要を記入してください。
- 5 「備考」欄には次の事項を記入してください。
 - (1) 土地所有者等関係者の諾否又はその見込み
 - (2) 他の法令の規定により、当該事業が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続きの進捗状況
 - (3) 関連する計画の有無 (有る場合にはその名称)
 - (4) 事業の実施結果に関する情報提供及び生態系維持回復事業実施計画書を見直した際の情報提供の方法
- 6 申請にあつては、生態系維持回復事業実施計画書 (様式第 19) を添付してください。
- 7 国及び地方公共団体以外の者が、条例第 30 条の 3 第 3 項の認定を受ける場合は、三重県立自然公園条例施行規則第 35 条第 1 号イ及びロの規定に該当しないことを説明した書類を添付してください。
- 8 用紙の大きさは、日本産業規格 (JIS) A 4 としてください。

様式第19（第36条関係）

生態系維持回復事業実施計画書

申請者 住所
氏名
(法人にあつては、所在地、名称又は代表者氏名)

- 1 三重県立自然公園の名称
- 2 生態系維持回復事業の名称
- 3 生態系維持回復事業を行う期間
- 4 生態系維持回復事業の目標
- 5 生態系維持回復事業を行う区域
- 6 生態系維持回復事業の内容
 - (1) 生態系の状況の把握及び監視
 - (2) 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除
 - (3) 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善
 - (4) 生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖
 - (5) 生態系の維持又は回復に資する普及啓発
 - (6) 前各号に掲げる事業に必要な調査等
- 7 備考

備考1 「生態系維持回復事業の名称」は、生態系維持回復事業計画の名称を記載してください。

2 「生態系維持回復事業の目標」は、維持又は回復すべき対象を明確にした上で、生態系維持回復事業の目標を具体的に記載してください。

3 「生態系維持回復事業を行う期間」は、生態系維持回復事業を行う期間を具体的に記載してください。

4 「生態系維持回復事業を行う区域」は、生態系維持回復事業を行う区域を具体的に記載してください。

5 「生態系維持回復事業の内容」は、次の事項を記載してください。また、必要に応じてその詳細を添付図面に表示してください。ただし、実施しない事業については記載する必要はありません。

(1) 「生態系の状況の把握及び監視」は、調査・監視の対象とする動植物等の種類、項目、内容、実施方法（調査・監視の方法、使用又は設置する機材、実施箇所、実施時期、実施期間等）、目標、関連行為の概要（調査・監視のための動物の捕獲等）等について記載してください。

(2) 「生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除」は、防除の対象とする動植物の種類名、防除の実施方法（捕獲等する個体数や個体数調整の目標、捕獲等の方法、使用又は設置する機材、実施箇所、実施時期、実施期間等）、捕獲等をした動植物の取扱い、在来生物の錯誤捕獲を避けるための措置、目標、関連行為の概要（仮工作物の設置等）等について具体的に記載してください。

(3) 「動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善」は、生態系を構成する動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善を図るための事業の内容、実施方法（実施箇所、実施面積、実施時期、実施期間、規模、構造、主要材料、外部仕上げ、色彩等）、目標、関連行為の概要（土地の形状変更、残土処理、仮工作物の設置等）等について具体的に記載してください。

(4) 「生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖」は、保護増殖する動植物の種類名、保護増殖の実施方法（保護増殖する動植物の数量、入手等の方法、使用又は設置する機材、実施箇所、実施面積、実施時期、実施期間等）、目標、管理方法等について具体的に記載してください。

(5) 関連する計画がある場合には、その名称を記載するとともに、当該計画との整合を類名、保護増殖の実施方法（保護増殖する動植物の数量、入手等の方法、使用又は設置する機材、実施箇所、実施面積、実施時期、実施期間等）、目標、管理方法等について具体的に記載してください。

(6) 「生態系の維持又は回復に資する普及啓発」は、普及啓発の内容、実施方法、目標、実施時期、実施期間等について具体的に記載してください。

(7) 「前各号に掲げる事業に必要な調査等」は、生態系維持回復事業を実施する上で必要な調査・試験研究、動植物の生息・生育環境等の生態系の管理手法に関する調査・試験研究等の内容、実施方法、目標、実施時期、実施期間等について具体的に記載してください。

6 「備考」は、次の事項を記載してください。

(1) 関連する計画がある場合には、その名称を記載するとともに、当該計画との整合を図る上で留意すべき事項等について具体的に記載してください。

- (2) 使用又は設置した機材等がある場合の事業実施後の取扱い、事業を実施する際の留意事項（従事者台帳の作成及び管理、事業実施に関する周知方法等）等について記載してください。

様式第 20 (第 38 条関係)

生態系維持回復事業変更確認 (認定) 申請書
年 月 日

三重県知事 宛て

申請者 住所
氏名
(法人にあつては、所在地、名称及び代表者氏名)

県立自然公園における生態系維持回復事業の確認 (認定) を受けた事項を変更したいので、三重県立自然公園条例第 30 条の 3 第 7 項の規定により、次のとおり申請します。

確認を受けた (認定を受けた) 年 月 日 及び 番号		年 月 日付け第 号	
変更の内容	事項	変 更 前	変 更 後
	生態系維持回復事業を行う期間		
	生態系維持回復事業を行う区域		
	生態系維持回復事業の内容		
変更を必要とする理由			
備考			

- 備考 1 「確認 (認定) を受けた年月日及び番号」欄には、当該事業の実施に係る確認通知書 (認定通知書) 記載のものを記入してください。
- 2 「変更の内容」欄には、確認 (認定) を受けた事項と今回変更する事項とを対比して明示してください。
 - 3 「生態系維持回復事業を行う区域」を変更する場合には、当該区域を明らかにした縮尺 1:25,000 程度の区域図を添付してください。
 - 4 「備考」欄には次の事項を記載してください。
 - (1) 土地所有者等関係者の諾否又はその見込み
 - (2) 他の法令の規定により、当該事業が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - 5 申請に当たっては、変更後の生態系維持回復事業実施計画書 (様式第 19) を添付してください。
 - 6 用紙の大きさは、日本産業規格 (JIS) A 4 としてください。

様式第 21 (第 39 条関係)

生態系維持回復事業軽微変更届出書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者 住所
氏名
(法人にあつては、所在地、名称及び代表者氏名)

_____県立自然公園における_____生態系維持回復事業の_____を変更した
ので、三重県立自然公園条例第 30 条の 3 第 9 項の規定により次のとおり届け出ます。

確認(認定)を受けた年月日及び番号	年 月 日付け第 号	
	変 更 前	変 更 後
変 更 の 内 容		
変 更 し た 年 月 日		
備 考		

- 備考 1 「確認を受けた(認定を受けた)年月日及び番号」欄には、当該事業の実施に係る確認通知書(認定通知書)記載のものを記載してください。
- 2 「変更の内容」欄には変更した事項を記載するとともに、確認を受けた(認定を受けた)内容と今回変更した内容とを対比して明示してください。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格(JIS) A 4 としてください。

第 22 号様式（第 39 条の 3 関係）

自然体験活動促進計画認定申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者 住所
氏名

（法人又は団体にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）

三重県立自然公園条例第 30 条の 7 第 1 項の規定に基づき、別紙の計画について認定を申請します。

三 重 県 立 自 然 公 園 の 名 称	
--------------------------	--

備考

1 添付書類

- (1) 自然体験活動促進計画書
- (2) 計画の区域を明らかにした縮尺 1:25,000 程度の地形図
なお、地形図には、各々の自然体験活動促進事業の実施範囲について図示してください。
- (3) 特別地域での行為許可又は普通地域での行為の届出を要する自然体験活動促進事業ごとに次に掲げる書類
 - ア 行為の場所を明らかにした縮尺 1:25,000 程度の地形図
 - イ 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 程度の概況図及び天然色写真
 - ウ その他、行為の施行方法の表示に必要な図面
- (4) その他参考となるべき書類、図面又は写真

2 注意

- (1) 申請者の欄には、自然体験活動促進計画を作成した協議会の構成員である市町又は都道府県を代表として記載し、共同申請を行う当該計画に記載された自然体験活動促進計画を実施しようとする者については、別紙に記載して添付してください。
- (2) 申請者が法人又は法人でない団体である場合にあつては、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載してください。
- (3) 用紙の大きさは、日本産業規格（JIS）A 4 としてください。

第 23 号様式（第 39 条の 6 関係）

自然体験活動促進計画変更認定申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者 住所
氏名
(法人にあつては、所在地、名称及び代表者氏名)

三重県立自然公園条例第 30 条の 8 第 1 項の規定に基づき、別紙の計画について認定を申請します。

当初認定を受けた年月日及び番 号	年 月 日 第 号		
変更を必要とする理由			
変更の内容	変 更 前	変 更 後	

備考

1 添付書類

- (1) 変更内容を反映した自然体験活動促進計画書
- (2) 計画の区域を明らかにした縮尺 1:25,000 程度の地形図（各々の自然体験活動促進事業の実施範囲を図示することとし、変更の内容に係るものに限る。）
- (3) 特別地域での行為許可又は普通地域での行為の届出を要する自然体験活動促進事業ごとに次に掲げる書類（変更の内容に係るものに限る。）
 - ア 行為の場所を明らかにした縮尺 1:25,000 程度の地形図
 - イ 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 程度の概況図及び天然色写真
 - ウ その他、行為の施行方法の表示に必要な図面
- (4) その他、参考となるべき書類、図面又は写真

2 注意

- (1) 申請者の欄には、自然体験活動促進計画を作成した協議会の構成員である市町を代表として記載し、共同申請を行う当該計画に記載された自然体験活動促進計画を実施しようとする者については、別紙に記載して添付してください。
- (2) 申請者が法人又は法人でない団体である場合にあつては、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載してください。
- (3) 用紙の大きさは、日本産業規格（JIS）A 4 としてください。

第 24 号様式（第 39 条の 6 関係）

自然体験活動促進計画軽微変更届出書

年 月 日

三重県知事 宛て

届出者 住所
氏名

(法人にあつては、所在地、名称及び代表者氏名)

_____県立自然公園_____自然体験活動促進計画の内容に関し、軽微な変更をしたので、三重県立自然公園条例第 39 条の 6 の規定により、次のとおり届け出ます。

当初認定を受けた年月日及び番 号	年 月 日 第 号
変更を必要とする理由	
変 更 年 月 日	年 月 日

軽微な変更の内容

自然体験活動促進計画を作成した協議会の名称の変更

変 更 前	変 更 後

計画期間の変更

変 更 前	変 更 後
年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで

自然体験活動の促進に関する現状と課題の変更

	変 更 前	変 更 後
5 - 1 . 現 状		
5 - 2 . 課 題		

自然体験活動促進事業（特例措置を要する個別事業）の軽微な変更

事 業 番 号			
事 業 名	_____事業		
行 為 の 種 類			
内 容 の 変 更	事 業 実 施 主 体 の 氏 名 (名 称 、 代 表 者 の 氏 名) 住 所	変 更 前	変 更 後
	着 手 及 び 完 了 の 予 定 日	年 月 日 着 工 年 月 日 完 了	年 月 日 着 工 年 月 日 完 了

計画区域における適正な利用に係る規範及び啓発に関する事項のうち啓発に係る事項の変更

	変 更 前	変 更 後
9 - 2 . 啓 発 ・ 周 知		

その他の変更

変 更 前	変 更 後

備考

1 添付書類

変更内容を反映した変更計画書

2 注 意

- (1) 「届出者」は、当初認定時の代表申請者としてください。
- (2) 「認定を受けた年月日及び番号」欄には、当該計画の認定書記載のものを記入してください。
- (3) 軽微な変更該当する項目について、該当欄への記入をしてください。欄が足りない場合には追加をしてください。
- (4) 不要な欄や文字は、抹消してください。
- (5) 協議会構成員の変更（構成員の追加・削除、構成員の氏名又は名称の変更、構成員の役割の変更）については、変更後の一覧を添付してください。
- (6) 自然体験活動促進事業（特例措置を要しない事業）の実施主体の追加、削除、氏名又は名称若しくは住所の変更については、変更後の実施主体一覧を添付してください。
- (7) 用紙の大きさは、日本産業規格（JIS）A4としてください。

様式第 25 (第 45 条関係)

表

第	号	立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書			写 真
所 属					
職 名					
氏 名					
生年月日	年	月	日生		
令和 年	月	日交付			
令和 年	月	日限り有効			
三重県知事		印			

裏

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる三重県立自然公園条例又は三重県立自然公園条例施行規則の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある条項により立入検査等をする職権を有するものです。

三重県立自然公園条例又は 三重県立自然公園条例施行規則の条項	該当の有無
三重県立自然公園条例第 9 条の 12 第 1 項	
三重県立自然公園条例第 9 条の 12 第 2 項	
三重県立自然公園条例第 24 条第 1 項	
三重県立自然公園条例第 28 条第 2 項	
三重県立自然公園条例第 30 条第 2 項	
三重県立自然公園条例第 30 の 10 第 1 項	
三重県立自然公園条例第 43 条第 1 項	

備考

- 1 この証明書は、用紙 1 枚で作成することとします。
- 2 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は、「○」を、有しない場合は「-」を記載してください。
- 3 裏面には、参照条文を記載することができます。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の三重県立自然公園条例施行規則（次項及び第四項において「新規則」という。）第十八条の規定は、この規則の施行後にされる三重県立自然公園条例（昭和三十二年三重県条例第二号）第十六条第四項の規定による許可の申請について適用し、この規則の施行前にされた同項の規定による許可の申請については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行前にこの規則による改正前の三重県立自然公園条例施行規則（次項において「旧規則」という。）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、新規則の規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 4 この規則の施行前に交付された旧規則様式第一から様式第十六までによる証明書は、その有効期間内においては、なお効力を有する。

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
